

丙第400号証の1

防災基本計画修正

新旧対照表

令和2年5月

防災基本計画修正 新旧対照表

第1編 総則

修正前

第1編 総則	修正前	修正後
第1編 総則 (略) 第2章 防災の基本理念及び施策の概要 (略) (1) 周到かつ十分な災害予防 (略) ○災害予防段階における施策の概要是以下の通りである。 (略)	第1編 総則 (略) 第2章 防災の基本理念及び施策の概要 (略) (1) 周到かつ十分な災害予防 (略) ○災害予防段階における施策の概要是以下の通りである。 (略)	第1編 総則 (略) 第2章 防災の基本理念及び施策の概要 (略) (1) 周到かつ十分な災害予防 (略) ○災害予防段階における施策の概要是以下の通りである。 (略)
・発災時の災害応急対策、その後の災害復旧・復興を迅速かつ円滑に行うため、災害応急活動体制や情報伝達体制の整備、施設・設備・資機材等の整備・充実を図ることもに、必要とされる食料・飲料水等を備蓄する。また、関係機関が連携した実践的な訓練や計画的かつ継続的な研修を実施する。	・発災時の災害応急対策、その後の災害復旧・復興を迅速かつ円滑に行うため、災害応急活動体制や情報伝達体制の整備、施設・設備・資機材等の整備・充実を図ることもに、必要とされる食料・飲料水等を備蓄する。また、関係機関が連携した実践的な訓練や計画的かつ継続的な研修を実施する。	・発災時の災害応急対策、その後の災害復旧・復興を迅速かつ円滑に行うため、災害応急活動体制や情報伝達体制の整備、施設・設備・資機材等の整備・充実を図ることもに、必要とされる食料・飲料水等を備蓄する。また、関係機関が連携し、過去の災害対応の教訓の共有を図るなど、実践的な訓練や計画的かつ継続的な研修を実施する。
(略) 第3章 防災をめぐる社会構造の変化と対応 ○人口の偏在、少子高齢化、グローバリゼーション、情報通信技術の発達等に伴い我が国の社会情勢は大きく変化しつつある。国、公共機関及び地方公共団体は、社会情勢の変化に伴う災害脆弱性の高まりについて十分配慮しつつ防災対策を推進するものとする。とりわけ、次に掲げるような変化については、十分な対応を図ることとする。	(略) 第3章 防災をめぐる社会構造の変化と対応 ○人口の偏在、少子高齢化、グローバリゼーション、情報通信技術の発達等に伴い我が国の社会情勢は大きく変化しつつある。国、公共機関及び地方公共団体は、社会情勢の変化に伴う災害脆弱性の高まりについて十分配慮しつつ防災対策を推進するものとする。とりわけ、次に掲げるような変化については、十分な対応を図ることとする。	(略) 第3章 防災をめぐる社会構造の変化と対応 ○人口の偏在、少子高齢化、グローバリゼーション、情報通信技術の発達等に伴い我が国の社会情勢は大きく変化しつつある。国、公共機関及び地方公共団体は、社会情勢の変化に伴う災害脆弱性の高まりについて十分配慮しつつ防災対策を推進するものとする。とりわけ、次に掲げるような変化については、十分な対応を図ることとする。
(略) 第3章 防災をめぐる社会構造の変化と対応 ○人口の偏在、少子高齢化、グローバリゼーション、情報通信技術の発達等に伴い我が国の社会情勢は大きく変化しつつある。国、公共機関及び地方公共団体は、社会情勢の変化に伴う災害脆弱性の高まりについて十分配慮しつつ防災対策を推進するものとする。とりわけ、次に掲げるような変化については、十分な対応を図ることとする。	(略) 第3章 防災をめぐる社会構造の変化と対応 ○人口の偏在、少子高齢化、グローバリゼーション、情報通信技術の発達等に伴い我が国の社会情勢は大きく変化しつつある。国、公共機関及び地方公共団体は、社会情勢の変化に伴う災害脆弱性の高まりについて十分配慮しつつ防災対策を推進するものとする。とりわけ、次に掲げるような変化については、十分な対応を図ることとする。	(略) 第3章 防災をめぐる社会構造の変化と対応 ○人口の偏在、少子高齢化、グローバリゼーション、情報通信技術の発達等に伴い我が国の社会情勢は大きく変化しつつある。国、公共機関及び地方公共団体は、社会情勢の変化に伴う災害脆弱性の高まりについて十分配慮しつつ防災対策を推進するものとする。とりわけ、次に掲げるような変化については、十分な対応を図ることとする。
(新設) (略)	(新設) (略)	(新設) (略)

第2編 各災害に共通する対策編

修正前 (第1章 災害予防)

各災害に共通する対策編

災害予防

災害に強い国づくり
(1) 主要交通・通信機能の強化

○国〔国土交通省、総務省等〕、公共機関〔鉄道事業者、高速道路事業者、空港事業者、電気通信事業者等〕及び地方公共団体は、主要な鉄道、道路、港湾、空港、通信局舎等の基幹的な交通・通信施設等については、代替路を確保するための道路ネットワークや大都市圈環状道路等の整備、施設・機能の代替性の確保、各交通・通信施設の間の連携の強化等により、大規模災害発生時の輸送・通信手段の確保に努めるものとする。特に、災害時も含めた安定的な輸送を確保するため、国〔国土交通省〕は物流上重要な道路網を「重要物流道路」として指定し、機能強化、重点支援を実施するものとする。

(略)

2 災害に強いまちづくり

(略)

(4) 災害応急対策等への備え

(略)

(略)

○特に、災害時には状況が刻々と変化していくことと、詳細な情報を伝達するいとまがないことから、情報の発信側が意図していることが伝わらない事態が発生しやすくなる。このようなことを未然に防ぐ観点から、関係機関は、防災対策の検討等を通じて、お互いに平時から災害時の対応についてコミュニケーションをとつておくこと等により、「顔の見える関係」を構築し信頼感を醸成するよう努めるとともに、訓練・研修等を通じて、構築した関係を持続的なものにするよう努めるものとする。

(略)

○特に、災害時には状況が刻々と変化していくことと、詳細な情報を伝達するいとまがないことから、情報の発信側が意図していることが伝わらない事態が発生しやすくなる。このようなことを未然に防ぐ観点から、関係機関は、防災対策の検討等を通じて、お互いに平時から災害時の対応についてコミュニケーションをとつておくこと等により、「顔の見える関係」を構築し信頼感を醸成するよう努めるとともに、訓練・研修等を通じて、構築した関係を持続的なものにするよう努めるものとする。

(略)

○国〔内閣府、消防庁等〕は、都道府県や関係省庁の幹部職員を対象とした合同研修を実施するとともに、都道府県及び関係省庁と連携して、市町村の長及び幹部職員を対象とした研修を実施し、国及び地方公共団体の災害対応能力の向上に努めるものとする。

(略)

第3節 国民の防災活動の促進

- 1 防災思想の普及、徹底
 - (略)
- 2 防災知識の普及、訓練

修正後 (第1章 災害予防)

各災害に共通する対策編

災害予防

災害に強い国づくり
(1) 主要交通・通信機能の強化

○国〔国土交通省、総務省等〕、公共機関〔鉄道事業者、高速道路事業者、空港事業者、電気通信事業者等〕及び地方公共団体は、主要な鉄道、道路、港湾、空港、通信局舎等の基幹的な交通・通信施設等について、代替路を確保するための道路ネットワークや大都市圈環状道路等の整備、海上・航空交通ネットワークの機能強化、施設・機能の代替性の確保、各交通・通信施設の間の連携の強化等により、大規模災害発生時の輸送・通信手段の確保に努めるものとする。特に、災害時も含めた安定期の輸送を確保するため、国〔国土交通省〕は物流上重要な道路輸送網を「重要物流道路」として指定し、機能強化、重点支援を実施するものとする。

(略)

2 災害に強いまちづくり

(略)

(4) 災害応急対策等への備え

(略)

○特に、災害時ににおいては状況が刻々と変化していくことと、詳細な情報を伝達するいとまがないことから、情報の発信側が意図していることが伝わらない事態が発生しやすくなる。このようなことを未然に防ぐ観点から、関係機関は、防災対策の検討等を通じて、お互いに平時から災害時の対応についてコミュニケーションをとつておくこと等により、「顔の見える関係」を構築し信頼感を醸成するよう努めるとともに、訓練・研修等を通じて、構築した関係を持続的なものにするよう努めるものとする。また、国においては、このような関係を持続的なものにするため、平常時から関係省庁間の情報交換・共有を図る会議として、「自然災害即応・連携チーム会議」を開催するものとする。

○国〔内閣官房、内閣府、消防庁等〕は、都道府県や関係省庁の幹部職員を対象とした合同研修や、災害に慣れていない地方公共団体への支援として危機管理・防災責任者を対象とした研修を実施する。また、都道府県及び関係省庁と連携して、市町村の長及び幹部職員を対象とした研修等の充実や、地域が主体となる研修体制の確立を推進するとともに、公開用eラーニングの開発等を行い、国及び地方公共団体の初動対応等の災害対応能力の向上に努めるものとする。

(略)

第3節 国民の防災活動の促進

- 1 防災思想の普及、徹底
 - (略)
- 2 防災知識の普及、訓練

修正前	修正後
<p>(1) 防災知識の普及</p> <p>(略)</p> <p>○国〔内閣府等〕、公共機関、地方公共団体等は、防災週間や防災関連行事等を通じ、住民に対し、災害時のシミュレーション結果等を示しながらその危険性を周知するとともに、以下の事項について普及啓発を図るものとする。</p> <p>・「最低3日間、推奨1週間」分の食料、飲料水、携帯トイレ・簡易トイレ、トレイ・トペーパー等の備蓄、非常持出品（救急箱、携中電灯、ラジオ、乾電池等）の準備、自動車へのこまめな満タン給油、負傷の防止や避難路の確保の観点からの家具・ブロック塀等の転倒防止対策、飼い主による家庭動物との同行避難や指定避難所での飼養についての準備、保険・共済等の生活再建に向けた事前の備え等の家庭での予防・安全対策</p> <p>(略)</p> <p>○防災知識の普及に当たっては、報道機関等の協力を得るとともに、ビデオ、疑似体験装置等の訴求効果の高いものを活用するものとする。</p> <p>(新設)</p> <p>(略)</p> <p>3 国民の防災活動の環境整備</p> <p>(略)</p> <p>(4) 住民及び事業者による地区内の防災活動の推進</p> <p>(略)</p>	<p>(1) 防災知識の普及</p> <p>(略)</p> <p>○国〔内閣府等〕、公共機関、地方公共団体等は、防災週間や防災関連行事等を通じ、住民に対し、災害時のシミュレーション結果等を示しながらその危険性を周知するとともに、以下の事項について普及啓発を図るものとする。</p> <p>・「最低3日間、推奨1週間」分の食料、飲料水、携帯トイレ・簡易トイレ、トレイ・トペーパー等の備蓄、非常持出品（救急箱、携中電灯、ラジオ、乾電池等）の準備、自動車へのこまめな満タン給油、負傷の防止や避難路の確保の観点からの家具・ブロック塀等の転倒防止対策、飼い主による家庭動物との同行避難や指定避難所での飼養についての準備、保険・共済等の生活再建に向けた事前の備え等の家庭での予防・安全対策</p> <p>(略)</p> <p>○防災知識の普及に当たっては、報道機関等の協力を得るとともに、ビデオ、疑似体験装置等の訴求効果の高いものを活用するものとする。</p> <p>○国〔総務省〕及び電気通信事業者は、災害時における通信量の増加を抑制するため、災害時の不要不急な通信は控えるよう周知に努めるものとする。</p> <p>(略)</p> <p>3 国民の防災活動の環境整備</p> <p>(略)</p> <p>(4) 住民及び事業者による地区内の防災活動の推進</p> <p>(略)</p>

修正後	修正前
<p>を把握しておくなど協力体制を構築し、民間事業者のノウハウや能力等を活用するものとする。</p> <p>○国、地方公共団体等は、燃料、発電機、建設機械（火山災害においては除灰機材を含む。）等の応急・復旧活動時に有用な資機材、地域内の備蓄量、公的機関や業者等の保有量を把握した上で、不足が懸念される場合には、関係機関や民間事業者との連携に努めるものとする。なお、燃料については、あらかじめ、石油販売業者と、燃料の優先供給について協定の締結を推進することも、平時から受注機会の増大などに配慮するよう努めるものとする。</p> <p>（新設）</p>	<p>を把握しておくなど協力体制を構築し、民間事業者のノウハウや能力等を活用するものとする。</p> <p>○国、地方公共団体等は、燃料、発電機、建設機械（火山災害においては除灰機材を含む。）等の応急・復旧活動時に有用な資機材について、地域内の備蓄量、公的機関・供給事業者等の保有量を把握した上で、不足が懸念される場合には、関係機関や民間事業者との連携に努めるものとする。なお、燃料については、あらかじめ、石油販売業者と、燃料の優先供給について協定の締結を推進するとともに、平時から受注機会の増大などに配慮するよう努めるものとする。</p>
<p>○都道府県及び市町村は、隨意契約の活用による速やかな災害応急対策ができるよう、建設業団体等との災害協定の締結を推進するものとする。</p> <p>（新設）</p>	<p>○都道府県及び市町村は、災害応急対策への協力が期待される建設業団体等との手の確保・育成に取り組むものとする。</p>
<p>○国土交通省、都道府県及び市町村は、災害発生時の迅速かつ円滑な救助の実施体制の構築に向けて、あらかじめ救助に必要な施設、設備、人員等について意見交換を行うとともに、事務委任制度や救助実施市制度の積極的な活用により役割分担を明確化するなど、調整を行っておくものとする。</p> <p>（新設）</p>	<p>○都道府県及び市町村は、災害発生時の迅速かつ円滑な救助の実施体制の構築に向けて意見交換を行うとともに、事務委任制度や救助実施市制度の積極的な活用により役割分担を明確化するなど、調整を行っておくものとする。</p>
<p>○内閣府は、女性の視点による災害対応力の強化を図るため、地方公共団体において防災担当部局と男女共同参画センターの連携体制が構築されるとともに、地方公共団体の災害対策本部に女性職員や男女共同参画担当職員の参加等が促進されるよう、都道府県の防災担当部局と男女共同参画担当部局に周知するものとする。</p> <p>（新設）</p>	<p>○内閣府は、女性の視点による災害対応力の強化を図るため、地方公共団体において防災担当部局と男女共同参画センターの連携体制が構築されるとともに、地方公共団体の災害対策本部に女性職員や男女共同参画担当職員の参加等が促進されるよう、都道府県の防災担当部局と男女共同参画担当部局に周知するものとする。</p>
<p>○地方公共団体は、男女共同参画の視点から、男女共同参画担当部局が災害対応について内閣府等における連絡調整を行い、また、男女共同参画センターが地域における防災活動の推進拠点となるよう、平常時及び災害時ににおける男女共同参画担当部局及び男女共同参画センターの役割について、防災担当部局と男女共同参画担当部局が連携し明確化しておくよう努めるものとする。</p> <p>（新設）</p>	<p>○地方公共団体は、男女共同参画の視点から、男女共同参画担当部局が災害対応について内閣府等における連絡調整を行い、また、男女共同参画センターが地域における防災活動の推進拠点となるよう、平常時及び災害時ににおける男女共同参画担当部局及び男女共同参画センターの役割について、防災担当部局と男女共同参画担当部局が連携し明確化しておくよう努めるものとする。</p>
<p>2 情報の収集・連絡及び応急体制の整備関係</p> <p>（1）情報の収集・連絡体制の整備</p> <p>（略）</p>	<p>2 情報の収集・連絡及び応急体制の整備関係</p> <p>（1）情報の収集・連絡体制の整備</p> <p>（略）</p>
<p>○国、内閣府、警察庁、消防庁、防衛省、国土交通省、海上保安庁、文部科学省等及び地方公共団体は、機動的な情報収集活動を行うため、必要に応じ航空機、巡視船、人工衛星等の多様な情報収集手段を活用できる体制を整備するとともに、ヘリコプター通信システム、ヘリコプターテレビシステム、固定カメラ等による画像情報の収集・連絡システムの整備を推進するものとする。</p> <p>（略）</p>	<p>○国、内閣府、警察庁、消防庁、防衛省、国土交通省、海上保安庁、文部科学省等及び地方公共団体は、機動的な情報収集活動を行うため、必要に応じ航空機、無人航空機、巡視船、車両、人工衛星等の多様な情報収集手段を活用できる体制を整備するとともに、ヘリコプター通信システム、ヘリコプターテレビシステム、固定カメラ等による画像情報の収集・連絡システムの整備を推進するものとする。</p>

修正前

修正後

○国及び地方公共団体は、衛星携帯電話、衛星通信、インターネットメール、防災行政無線等の通信手段の整備等により、民間企業、報道機関、住民、事業者等から情報など多様な災害関連情報等の収集体制の整備を図るものとする。特に、災害時に孤立するおそれのある市町村で停電が発生した場合に備え、衛星携帯電話などにより、当該地域の住民と当該市町村との双方の情報連絡体制を確保するよう留意するものとする。

(略)

(3) 通信手段の確保

(略)

○国〔総務省等〕、地方公共団体等は、非常通信体制の整備、有・無線通信システムの一体的運用等により、災害時の重要通信の確保に関する対策の推進を図るものとする。この場合、非常通信協議会との連携にも十分配慮するものとする。

○国、地方公共団体等は、災害時の情報通信手段について、平常時よりその確保に努め、その整備・運用・管理等に当たっては、次の点について十分考慮するものとする。

- ・無線通信ネットワークの整備・拡充及び相互接続等によるネットワーク間の連携の確保を図ること。また、電気通信回線は、災害時の使用を考慮し、十分な回線容量を確保すること。
- ・有・無線系、地上系・衛星系等による伝送路の多ルート化及び関連装置の二重化の推進を図ること。特に、而災害性に優れている衛星系ネットワークは、大規模災害発生時における輻輳の回避に留意しつつ、国〔消防庁〕、都道府県、市町村、消防本部等を通じた一体的な整備を図ること。

(略)

○電気通信事業者は、通信設備の被災対策、地方公共団体の被害想定を考慮した基幹的設備の地理的分散、応急復旧機材の配備、通信轉換対策を推進するなど、電気通信設備の安全・信頼性強化に向けた取組を推進することに努めるものとする。

(4) 職員の体制

(略)

○地方公共団体は、発災後の円滑な応急対応、復旧・復興のため、退職者（自衛隊等の国の機関の退職者も含む。）の活用や、民間の人材の任期付き雇用等の人才確保策をあらかじめ整えるように努めるものとする。

(新設)

○国及び地方公共団体は、衛星通信、インターネットメール、防災行政無線等の通信手段の整備等により、民間企業、報道機関、住民、事業者等から情報など多様な災害関連情報等の収集体制の整備を図るものとする。特に、災害時に孤立するおそれのある市町村で停電が発生した場合に備え、衛星通信などにより、当該市町村との双方の情報連絡体制を確保するよう留意するものとする。

(略)

(3) 通信手段の確保

(略)

○国〔総務省等〕、地方公共団体等は、非常通信体制の整備、有・無線通信システムの一体的運用等により、災害時の重要通信の確保に関する対策の推進を図るものとする。この場合、非常通信協議会とも連携し、訓練等を通じて、実効性の確保に留意するものとする。

○国、地方公共団体等は、災害時の情報通信手段について、平常時よりその確保に努め、その整備・運用・管理等に当たっては、次の点について十分考慮するものとする。

- ・防災行政無線等の無線通信ネットワークの整備・拡充及び相互接続等によるネットワーク間の連携の確保を図ること。また、電気通信回線は、災害時の使用を考慮し、十分な回線容量を確保すること。
- ・有・無線系、地上系・衛星系等による伝送路の多ルート化及び関連装置の二重化の推進を図ること。特に、而災害性に優れている衛星系ネットワーク等の耐災害性に優れている衛星系ネットワークについて、国〔消防庁〕、都道府県、市町村、消防本部等を通じた一体的な整備を図ること。

(略)

○電気通信事業者は、非常用電源の整備等による通信設備の被災対策、地方公共団体の被害想定を考慮した基幹的設備の地理的分散及び安全な設置場所の確保、応急復旧機材の配備、通信轉換対策を推進するなど、電気通信設備の安全・信頼性強化に向けた取組を推進することに努めるものとする。

(4) 職員の体制

(略)

○国、地方公共団体及びライフライン事業者は、発災後の円滑な応急対応、復旧・復興のため、災害対応経験者をリスト化するなど、災害時に活用できる人材を確保し、即応できる体制の整備に努めるものとする。また、地方公共団体は、退職者（自衛隊等の国の機関の退職者も含む。）の活用や、民間の人材の任期付き雇用等の人材確保方策をあらかじめ整えるように努めるものとする。

○都道府県（市町村）は、土木・建築職などの技術職員が不足している市町村への中長期派遣等による支援を行うため、技術職員の確保及び災害時の派遣体制の整備に努めるものとする。

修正前	修正後
<p>(5) 防災関係機関相互の連携体制 (新設)</p> <p>(略) ○市町村は、避難勧告等を発令する際に、国又は都道府県に必要な助言を求めることができるよう、連絡調整窓口・連絡の方法を取り決めておくとともに、連絡先の共有を徹底しておくなど、必要な準備を整えておくものとする。 ○地方公共団体は、相互応援協定の締結に当たっては、近隣の地方公共団体に加えて、大規模な災害等による同時被災を避ける観点から、遠方に所在する地方公共団体との間の協定締結も考慮するものとする。</p>	<p>(5) 防災関係機関相互の連携体制 ○都道府県は、広域行政主体として、地域社会の迅速な復旧を図るため、多様なライフライン事業者を一堂にして災害時の連携体制の確認等を行うなど相互協力体制を構築しておくよう努めるものとする。</p> <p>(略) ○市町村は、避難勧告等を発令する際に、国又は都道府県に必要な助言を求めることができるよう、連絡調整窓口・連絡の方法を取り決めておくとともに、連絡先の共有を徹底しておくなど、必要な準備を整えておくものとする。 ○地方公共団体は、災害時に自らのみではなく十分な対応が困難な場合に、他の地方公共団体からの物資の提供、人員の派遣、廃棄物処理等、相互に連携・協力しあいに災害対応を実施できるよう、相互応援協定の締結に努めるものとする。その際、地方公共団体は、近隣の地方公共団体に加えて、大規模な災害等による同時被災を避ける観点から、遠方に所在する地方公共団体との協定締結も考慮するものとする。</p> <p>○国〔内閣府、消防庁〕は、地方公共団体間の相互応援協定の事例を共有し、協定締結に向けた取組から、遠方に所在するものとする。</p>
<p>(5) 防災関係機関相互の連携体制 (新設)</p> <p>(略) ○地方公共団体及び防災関係機関は、災害の規模や被災地のニーズに応じて円滑に他の地方公共団体及び防災関係機関から応援を受けることができるよう、防災業務計画や地域防災計画等に応援計画や受援計画をそれぞれ位置付けるよう努めるものとし、応援先・受援先の指定、応援・受援に関する連絡・要請の手順、災害対策本部との役割分担・連絡調整体制、応援機関の活動拠点、応援要員の集合・配置体制や資機材等の集積・輸送体制等について必要な準備を整えるものとする。</p> <p>(新設)</p>	<p>(略) ○地方公共団体及び防災関係機関は、災害の規模や被災地のニーズに応じて円滑に他の地方公共団体及び防災関係機関から応援を受けることができるよう、防災業務計画や地域防災計画等に応援計画や受援計画をそれぞれ位置付けるよう努めるものとし、応援先・受援先の指定、応援・受援に関する連絡・要請の手順、災害対策本部との役割分担・連絡調整体制、応援機関の活動拠点、応援要員の集合・配置体制や資機材等の集積・輸送体制等について必要な準備を整えるものとする。</p> <p>○地方公共団体は、国や他の地方公共団体からのお援げを迅速・的確に受け入れて情報共有や各種調査等を行ったための受援体制の整備に努めるものとする。特に、 ○地方公団体及び各業務担当部署における受援担当者の選定や応援職員等の執務スペースの確保を行うものとする。</p> <p>(略) ○国〔厚生労働省〕は、被災地方公共団体における円滑な保健医療活動を支援する災害時健康危機管理支援チーム(DHEAT)の整備が促進されるよう、支援活動に関する研究及び都道府県等の公衆衛生医師、保健師、管理栄養士等に対する教育研修を推進するものとする。 ○都道府県等は、災害時健康危機管理支援チーム(DHEAT)の構成員の人材育成を図るとともに、資質の維持向上を図るための継続的な研修・訓練を実施するものとする。</p>

修正前

○国〔総務省〕は、地方公共団体等と協力し、訓練等を通じて、被災市区町村応援職員確保システムに基づく全国の地方公共団体による被災市町村への応援の円滑な実施に努めるものとする。
 (新設)

○国〔総務省、消防庁〕は、研修等を通じて、全國における災害対策の質的向上の観点も含め、被災市町村の災害マネジメントを支援する災害マネジメント総括支援員及び災害マネジメント総括支援員の補佐を行う災害マネジメント支援員の確保、育成を図るものとする。

(新設)

修正後

○国〔総務省〕は、地方公共団体等と協力し、訓練等を通じて、被災市区町村応援職員確保システムに基づく全国の地方公共団体による被災市町村への応援の円滑な実施に努めるものとする。

○国〔総務省〕は、災害対応に費れていない市町村が適切に災害マネジメントを行えるよう、総括支援チームの役割、派遣要請の方法等について周知を図るものとする。

○国〔総務省、消防庁〕は、研修等を通じて、全國における災害対策の質的向上の観点も含め、被災市町村の災害マネジメントを支援する災害マネジメント総括支援員及び災害マネジメント総括支援員の補佐を行う災害マネジメント支援員の確保、育成を図るものとする。

○国〔総務省〕は、発災直後の人手が不足する市町村における対口支援の活用を促進するため、対口支援団体の派遣要請の方法等について周知を図るものとする。

○国〔総務省〕は、被災市区町村応援職員確保システムにより登録される災害マネジメント支援員や対口支援の要員の育成・充実の一環として、住家等の被害の程度の調査や罹災証明書の交付に係る説明会等への積極的な参加を地方公共団体に対して促すものとする。

○都道府県及び市町村は、訓練等を通じて、活用方法の習熟、発災時における円滑な活用の促進に努めるものとする。

(略)

(8) 防災中枢機能等の確保、充実

○国、公共機関、地方公共団体、災害拠点病院等災害応急対策に係る機関は、渋水浸水想定区域、土砂災害警戒区域、雪崩災害の危険箇所等に配慮しつつ、それぞれの機関の防災中枢機能を有する拠点・街区の整備、推進に努めるものとする。

○国、公共機関、地方公共団体及び災害拠点病院等災害応急対策に係る機関は、保有する施設・設備について、代替エネルギーーシステムや電動車の活用を図り、十分な期間（最低3日間）の発電が可能なよう燃料の備蓄等を行い、平常時から点検、訓練等に努めるものとする。また、物資の供給が相当困難な場合を想定した食料、飲料水、燃料等の適切な備蓄・調達・輸送体制の整備や通信途絶時に備えた衛星通信等の非常用通信手段の確保を図るものとする。

(新設)

(8) 防災中枢機能等の確保、充実

○国、公共機関、地方公共団体、災害拠点病院等災害応急対策に係る機関は、風水害にあつては土砂災害危険箇所、雪害にあつては雪崩災害の危険箇所等に配慮しつつ、それぞれの機関の防災中枢機能を有する施設・設備の充実及び災害に対する安全性の確保、総合的な防災機能を有する拠点・街区の整備、推進に努めるものとする。

○国、公共機関、地方公共団体及び災害拠点病院等災害応急対策に係る機関は、保有する施設・設備について、代替エネルギーーシステムや電動車の活用を図り、十分な期間（最低3日間）の発電が可能なよう燃料の備蓄等を行い、平常時から点検、訓練等に努めるものとする。また、物資の供給が相当困難な場合を想定した食料、飲料水、燃料等の適切な備蓄・調達・輸送体制の整備や通信途絶時に備えた衛星携帯電話等の非常用通信手段の非常用通信手段の確保を図るものとする。

○国〔経済産業省〕は、病院、要配慮者に關わる社会福祉施設等の人命に關わる重要な施設及び災害応急対策に係る機関が保有する施設で使用する自家発電設備用の燃料が確保されるよう、ガソリンスタンド等の業務継続のための非常用電源の確保を促進するものとする。

(略)

第2編 各災害に共通する対策編 (第1章 災害予防)

	修正前	修正後
○国〔国土交通省、農林水産省〕及び地方公共団体は、道路、河川、都市公園、海岸隣接部及び港湾・漁港に都道府県域を超える支援を行うための広域防災拠点や被災市町村を支援するための防災拠点を整備するものとする。 (新設)	○国〔国土交通省、農林水産省〕及び地方公共団体は、道路、河川、都市公園、海岸隣接部及び港湾・漁港に都道府県域を超える支援を行うための広域防災拠点や被災市町村を支援するための防災拠点を整備するものとする。 ○国〔国土交通省〕及び地方公共団体は、防災機能を有する道の駅を地域の防災拠点として位置付け、その機能強化に努めるものとする。	○国〔国土交通省、農林水産省〕及び地方公共団体及び事業者は、それぞれの所管する施設、設備の被害状況の把握及び応急復旧を行うため、あらかじめ体制・資機材を整備するものとする。特に、3次医療機関等の人命に関わる重要施設等を強化することとする。 ○ライフライン事業者は、災害発生時に円滑な対応が図られるよう、ライフラインの被害状況の予測・把握及び緊急時の供給について、あらかじめ計画を作成しておくものとする。また、ライフライン施設の応急復旧に関する協定を締結する。 ○病院、要配慮者に関わる社会福祉施設等の管理者は、発災後72時間の事業継続が可能となる非常用電源を確保するよう努めるものとする。 ○都道府県は、大規模停電発生時に電源車の配備等、関係省庁、電気事業者等から円滑な支援を受けられるよう、あらかじめ、病院、要配慮者に関わる社会福祉施設等の生命に関わる重要施設及び災害応急対策に係る機関が保有する施設の非常用電源の設置状況、最大燃料備蓄量、燃料確保先、給油口規格等を収集・整理し、リスト化を行うよう努めるものとする。
3 災害の拡大・二次災害防止及び応急復旧活動関係 (略)	3 災害の拡大・二次災害防止及び応急復旧活動関係 (略)	3 災害の拡大・二次災害防止及び応急復旧活動関係 (略)
○国、公共機関、地方公共団体及び事業者は、それぞれの所管する施設、設備の被害状況の把握及び応急復旧を行っては、あらかじめ体制・資機材を整備するものとする。特に、3次医療機関等の人命に関わる重要施設に対しても、早期に復旧できるよう体制等を強化することとする。 ○ライフライン事業者は、災害発生時に円滑な対応が図られるよう、ライフラインの被害状況の予測・把握及び緊急時の供給について、あらかじめ計画を作成しておくものとする。また、ライフライン施設の応急復旧に関する協定を締結する。 ○病院、要配慮者に関わる社会福祉施設等の管理者は、発災後72時間の事業継続が可能となる非常用電源を確保するよう努めるものとする。 ○都道府県は、大規模停電発生時に電源車の配備等、関係省庁、電気事業者等から円滑な支援を受けられるよう、あらかじめ、病院、要配慮者に関わる社会福祉施設等の生命に関わる重要施設及び災害応急対策に係る機関が保有する施設の非常用電源の設置状況、最大燃料備蓄量、燃料確保先、給油口規格等を収集・整理し、リスト化を行うよう努めるものとする。	○国、公共機関、地方公共団体及び事業者は、それぞれの所管する施設、設備の被害状況の把握及び応急復旧を行っては、あらかじめ体制・資機材を整備するものとする。特に、3次医療機関等の人命に関わる重要施設等を強化することとする。 ○ライフライン事業者は、災害発生時に円滑な対応が図られるよう、ライフラインの被害状況の予測・把握及び緊急時の供給について、あらかじめ計画を作成し、体制を整備しておくものとする。また、ライフライン施設の応急復旧に関する協定を締結する。 ○病院、要配慮者に関わる社会福祉施設等の管理者は、発災後72時間の事業継続が可能となる非常用電源を確保するよう努めるものとする。 ○都道府県は、大規模停電発生時に電源車の配備等、関係省庁、電気事業者等から円滑な支援を受けられるよう、あらかじめ、病院、要配慮者に関わる社会福祉施設等の生命に関わる重要施設及び災害応急対策に係る機関が保有する施設の非常用電源の設置状況、最大燃料備蓄量、燃料確保先、給油口規格等を収集・整理し、リスト化を行うよう努めるものとする。	○国、公共機関、地方公共団体及び事業者は、それぞれの所管する施設、設備の被害状況の把握及び応急復旧を行っては、あらかじめ体制・資機材を整備するものとする。特に、3次医療機関等の人命に関わる重要施設等を強化することとする。 ○ライフライン事業者は、災害発生時に円滑な対応が図られるよう、ライフラインの被害状況の予測・把握及び緊急時の供給について、あらかじめ計画を作成し、体制を整備しておくものとする。また、ライフライン施設の応急復旧に関する協定を締結する。 ○病院、要配慮者に関わる社会福祉施設等の管理者は、発災後72時間の事業継続が可能となる非常用電源を確保するよう努めるものとする。 ○都道府県は、大規模停電発生時に電源車の配備等、関係省庁、電気事業者等から円滑な支援を受けられるよう、あらかじめ、病院、要配慮者に関わる社会福祉施設等の生命に関わる重要施設及び災害応急対策に係る機関が保有する施設の非常用電源の設置状況、最大燃料備蓄量、燃料確保先、給油口規格等を収集・整理し、リスト化を行うよう努めるものとする。
6 緊急輸送活動関係 (新設)	6 緊急輸送活動関係 (新設)	6 緊急輸送活動関係 (新設)
○道路管理者は、発災後の道路の障害物除去（火山災害においては火山噴出物等の道路の障害物除去、雪害においては道路の除雪を含む。）による道路閉鎖、応急復旧等に必要な人員、資機材等の確保について、民間団体等との協定の締結に努めるものとする。また、道路閉鎖等を迅速に行うため、協議会の設置等による道路管理者相互の連携の下、あらかじめ道路閉鎖等の計画を立案するものとする。 (新設)	○道路管理者は、発災後の道路の障害物除去（火山災害においては火山噴出物等の道路の障害物除去、雪害においては道路の除雪を含む。）による道路閉鎖、応急復旧等に必要な人員、資機材等の確保について、民間団体等との協定の締結に努めるものとする。また、道路閉鎖等を迅速に行うため、協議会の設置等による道路管理者相互の連携の下、あらかじめ道路閉鎖等の計画を立案するものとする。 ○国〔国土交通省〕は、被災地域の安定的な人流・物流機能の確保のため、地方公共団体、公共交通事業者、有識者等と連携し、災害時に交通量抑制の呼びかけや広域巡回への誘導、代替輸送手段や道路の混雑対策等を統括的かつ速やかに実施できる体制を構築するものとする。	○道路管理者は、発災後の道路の障害物除去（火山災害においては火山噴出物等の道路の障害物除去、雪害においては道路の除雪を含む。）による道路閉鎖、応急復旧等に必要な人員、資機材等の確保について、民間団体等との協定の締結に努めるものとする。また、道路閉鎖等を迅速に行うため、協議会の設置等による道路管理者相互の連携の下、あらかじめ道路閉鎖等の計画を立案するものとする。 ○国〔国土交通省〕は、被災地域の安定的な人流・物流機能の確保のため、地方公共団体、公共交通事業者、有識者等と連携し、災害時に交通量抑制の呼びかけや広域巡回への誘導、代替輸送手段や道路の混雑対策等を統括的かつ速やかに実施できる体制を構築するものとする。

修正前	修正後
<p>○国〔国土交通省等〕及び地方公共団体は、緊急輸送が円滑に実施されるよう、あらかじめ運送事業者等と協定を締結するなど体制の整備に努めるものとする。</p> <p>(略)</p> <p>○国〔経済産業省、国土交通省〕及び地方公共団体は、物資の調達・輸送に必要となる情報項目・単位の整理による発注方法の標準化、物資の輸送拠点となる民間施設への非常用電源や非常用通信設備の設置に係る支援、緊急通行車両等への優先的な燃料供給等の環境整備を推進するものとする。</p> <p>(略)</p> <p>7 避難の受入れ及び情報提供活動関係 (新設)</p>	<p>○国〔国土交通省等〕及び地方公共団体は、緊急輸送が円滑に実施されるよう、あらかじめ、運送事業者等と物資の保管、荷捌き及び輸送に係る協定を締結するなど体制の整備に努めるものとする。この際、地方公共団体は、災害時に物資の輸送拠点から指定避難所等までの輸送手段を含めた体制が速やかに確保できるよう、あらかじめ、適切な物資の輸送拠点を選定しておくよう努めるものとする。</p> <p>(略)</p> <p>○国〔経済産業省、国土交通省〕及び地方公共団体は、物資の調達・輸送に必要となる情報項目・単位の整理による発注方法の標準化、物資の輸送拠点となる民間施設への非常用電源、燃料貯蔵設備及び非常用通信設備の設置に係る支援、緊急通行車両等への優先的な燃料供給等の環境整備を推進するものとする。</p> <p>(略)</p> <p>7 避難の受入れ及び情報提供活動関係</p>
<p>(略)</p> <p>○国〔経済産業省、国土交通省等〕及び地方公共団体は、物資の輸送拠点となる民間施設への非常用電源や非常用通信設備の設置に係る支援、緊急通行車両等への優先的な燃料供給等の環境整備を推進するものとする。</p> <p>(略)</p> <p>7 避難の受入れ及び情報提供活動関係 (新設)</p>	<p>(略)</p> <p>○市町村は、指定緊急避難場所や避難所に避難したホームレスについて、住民票の有無等に問わらず適切に受け入れられるよう、地域の実情や他の避難者の心情等について勘案しながら、あらかじめ受け入れる方策について定めるよう努めるものとする。</p> <p>(略)</p> <p>(1) 避難誘導</p> <p>(略)</p> <p>○国及び地方公共団体は、災害種別一般図記号を使った避難場所標識の見方に周知に努めるものとする。また、国〔内閣府等〕は、訪日外国人向けの周知について十分配慮するものとする。</p> <p>○国〔国土地理院〕は、発災時の避難誘導や応急活動を支援するため、避難路、緊急輸送道路など防災上重要な経路を構成する道路や災害時の拠点となる公共施設、指定緊急避難場所等を反映した地理空間情報を整備、公開に努めるものとする。</p> <p>(略)</p> <p>(2) 指定避難場所等</p> <p>(略)</p> <p>○市町村は、指定避難所となる施設については、必要に応じ、良好な生活環境を確保するために、換気、照明等の施設の整備に努めるものとする。また、新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策について、感染症患者が発生した場合の対応を含め、平常時から防災担当部局と保健福祉担当部局が連携して、必要な場合には、ホテルや旅館等の活用等を含めて検討するよう努めるものとする。</p> <p>(略)</p> <p>(3) 指定避難所</p> <p>(略)</p> <p>○市町村は、指定避難所となる施設については、必要に応じ、良好な生活環境を確保するために、換気、照明等の施設の整備に努めるものとする。</p> <p>(新設)</p> <p>(略)</p> <p>(3) 指定避難所</p> <p>(略)</p> <p>○市町村は、指定避難所又はその近傍で地域完結型の備蓄施設を確保し、食料、飲料水、常備薬、マスク、消毒液、炊き出し用具、毛布等避難生活に必要な物資等の備蓄に努めるものとする。</p> <p>(略)</p>
	<p>○市町村は、指定避難所又はその近傍で地域完結型の備蓄施設を確保し、食料、飲料水、常備薬、マスク、消毒液、炊き出し用具、毛布等避難生活に必要な物資等の備蓄に努めるものとする。</p> <p>(略)</p>

第2編 各災害に共通する対策編 (第1章 災害予防)

	修正前	修正後
○市町村は、指定避難所となる施設において、あらかじめ、必要な機能を整理し、備蓄場所の確保、通信設備の整備等を進めるものとする。	○市町村は、指定避難所となる施設において、あらかじめ、必要な機能を整理し、備蓄場所の確保、通信設備の整備等を進めるものとする。また、必要に応じ指定避難所の電力容量の拡大に努めるものとする。	○市町村は、指定避難所となる施設において、あらかじめ、必要な機能を整理し、備蓄場所の確保、通信設備の整備等を進めるものとする。また、必要に応じ指定避難所の電力容量の拡大に努めるものとする。
(略)	(略)	(略)
(7) 被災者等への的確な情報伝達活動関係	(7) 被災者等への的確な情報伝達活動関係	(7) 被災者等への的確な情報伝達活動関係
○市町村（都道府県）は、被災者等への情報伝達手段として、特に市町村防災行政無線等の無線系（戸別受信機を含む。）の整備を図るものとする。	○市町村（都道府県）は、市町村防災行政無線（戸別受信機を含む。）の整備や、LP通信用網、ケーブルテレビ網等の活用を図り、災害情報を被災者等へ速やかに伝達する手段の確保に努めるものとする。	○市町村（都道府県）は、市町村防災行政無線（戸別受信機を含む。）の整備や、LP通信用網、ケーブルテレビ網等の活用を図り、災害情報を被災者等へ速やかに伝達する手段の確保に努めるものとする。
(略)	(略)	(略)
○市町村（都道府県）は、被災者等への情報伝達手段として、特に市町村防災行政無線等の無線系（戸別受信機を含む。）の整備を図るものとする。	○市町村（都道府県）は、被災者等への情報伝達手段として、特に市町村防災行政無線等の無線系（戸別受信機を含む。）の整備を図るものとする。	○市町村（都道府県）は、被災者等への情報伝達手段として、特に市町村防災行政無線等の無線系（戸別受信機を含む。）の整備を図るものとする。
(新設)	(新設)	(新設)
○国「内閣府、法務省、総務省、消防庁、気象庁、観光庁」は、在日・訪日外国人に対して、防災・気象情報が確実に伝達できるよう、多言語化等の環境の整備を図るものとする。	○国「内閣府、法務省、総務省、消防庁、気象庁、観光庁」は、在日・訪日外国人に対して、防災・気象情報が確実に伝達できるよう、多言語化等の環境の整備を図るものとする。	○国「内閣府、法務省、総務省、消防庁、気象庁、観光庁」は、在日・訪日外国人に対して、防災・気象情報が確実に伝達できるよう、多言語化等の環境の整備を図るものとする。
(略)	(略)	(略)
○国、地方公共団体、放送事業者等は、災害に関する情報及び被災者に対する生活情報報を常に伝達できるよう、その体制及び施設・設備の整備を図るものとする。	○国、地方公共団体、放送事業者等は、災害に関する情報及び被災者に対する生活情報報を常に伝達できるよう、その体制及び施設・設備の整備を図るものとする。	○国、地方公共団体、放送事業者等は、災害に関する情報及び被災者に対する生活情報報を常に伝達できるよう、その体制及び施設・設備の整備を図るものとする。
(新設)	(新設)	(新設)
○国、地方公共団体、放送事業者等は、災害に関する情報及び被災者に対する生活情報報を常に伝達できるよう、その体制及び施設・設備の整備を図るものとする。	○国、地方公共団体、放送事業者等は、災害に関する情報及び被災者に対する生活情報報を常に伝達できるよう、その体制及び施設・設備の整備を図るものとする。	○国、地方公共団体、放送事業者等は、災害に関する情報及び被災者に対する生活情報報を常に伝達できるよう、その体制及び施設・設備の整備を図るものとする。
(略)	(略)	(略)
○国及び地方公共団体は、住民等からの問合せ等に対応する体制について、あらかじめ計画しておくものとする。	○国及び地方公共団体は、住民等からの問合せ等に対応する体制について、あらかじめ計画しておくものとする。	○国及び地方公共団体は、住民等からの問合せ等に対応する体制について、あらかじめ計画しておくものとする。
8 物資の調達、供給活動関係	8 物資の調達、供給活動関係	8 物資の調達、供給活動関係
○地方公共団体は、大規模な災害が発生した場合の被害及び外部支援の時期を想定し、孤立が想定されるなど地域の地理的条件等も踏まえ、必要とされる食料、飲料、水、生活必需品、燃料その他の物資についてあらかじめ備蓄・調達・輸送体制を整備し、それら必要な物資の供給のための計画を定めておくものとする。	○地方公共団体は、大規模な災害が発生した場合の被害及び外部支援の時期を想定し、孤立が想定されるなど地域の地理的条件や過去の災害等を踏まえ、必要とされる食料、飲料水、生活必需品、燃料、ブルーシート、土のう袋その他の物資についてあらかじめ備蓄・調達・輸送体制を整備し、それら必要な物資の供給のための計画を定めておくとともに、物資調達・輸送調整等支援システムを活用し、あらかじめ、備蓄物資や物資拠点の登録に努めるものとする。	○地方公共団体は、大規模な災害が発生した場合の被害及び外部支援の時期を想定し、孤立が想定されるなど地域の地理的条件や過去の災害等を踏まえ、必要とされる食料、飲料水、生活必需品、燃料、ブルーシート、土のう袋その他の物資についてあらかじめ備蓄・調達・輸送体制を整備し、それら必要な物資の供給のための計画を定めておくとともに、物資調達・輸送調整等支援システムを活用し、あらかじめ、備蓄

第2編 各災害に共通する対策編 (第1章 災害予防)

修正前	修正後
<p>○地方公共団体は、備蓄を行うには当たって、大規模な災害が発生した場合には、物資の調達や輸送が平常時のようには実施できないという認識に立つて、初期の対応に十分な量の物資を備蓄するほか、物資の性格に応じ、集中備蓄又は指定避難所の位置を勘案した分散備蓄を行うなどの観点に対しても配慮するとともに、備蓄拠点を設けるなど、体制の整備に努めるものとする。</p> <p>(新設)</p> <p>○国「農林水産省、厚生労働省、経済産業省、総務省」は、食料、飲料水、医薬品、燃料等の生活必需品並びに通信機器等の備蓄又は調達体制の整備を行うものとする。</p> <p>(略)</p> <p>○国「内閣府」は、物資の配達・到着状況や指定避難所のニーズを把握するため、地方公共団体や物流事業者、物資調達企業などが情報共有できるシステムの整備に努めるものとする。</p> <p>(略)</p> <p>11 災害復旧・復興への備え</p> <p>(1) 災害廃棄物の発生への対応</p> <p>(略)</p> <p>○国「環境省」及び地方公共団体は、災害廃棄物に関する情報、D.Waste-Netや地域プロック協議会の取組等において公開する等、周知に努めるものとする。</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p>	<p>○地方公共団体は、備蓄を行うには当たって、大規模な災害が発生した場合には、物資の調達や輸送が平常時のようには実施できないという認識に立つて、初期の対応に十分な量の物資を備蓄するほか、物資の性格に応じ、集中備蓄又は指定避難所の位置を勘案した分散備蓄を行うなどの観点に対しても配慮するとともに、備蓄拠点を設けるなど、体制の整備に努めるものとする。</p> <p>(略)</p> <p>○地方公共団体は、平時から、訓練等を通じて、物資の備蓄状況や運送手段の確認を行うとともに、災害協定を締結した民間事業者等の災害時の連絡先、要請手続等の確認を行うよう努めるものとする。</p> <p>○国「内閣府、農林水産省、厚生労働省、経済産業省、総務省」は、食料、飲料水、医薬品、燃料等の生活必需品、生産に時間がかかる物資（段ボールベッド等）及び通信機器等の備蓄又は調達体制の整備を行うものとする。</p> <p>(略)</p> <p>11 災害復旧・復興への備え</p> <p>(1) 災害廃棄物の発生への対応</p> <p>(略)</p> <p>○国「環境省」及び地方公共団体は、災害廃棄物に関する情報、D.Waste-Netや地域プロック協議会の取組等において公開する等、周知に努めるものとする。</p> <p>○国「環境省」は、広域処理等の災害廃棄物処理体制を整備するとともに、地域ブロック協議会における災害廃棄物対策行動計画の策定を促進するため、地域ブロック事例の整理・周知や計画の見直しを促す等、計画の実効性の向上を図るものとする。</p> <p>○国「環境省、防衛省」は、災害廃棄物の撤去等について、発災時の環境省、防衛省、市町村、ボランティア、NPO等の関係者の役割分担、平時の取組等を整理した連携対応マニュアルを作成し、関係者に周知するものとする。</p> <p>(略)</p> <p>(2) 各種データの整備保全</p> <p>(略)</p> <p>○国「国土地理院」は、被災前後比較による的確かつ効率的な被災状況把握等のため、平時から国土の経年変化等に応じ空中写真・標高データ等の地理空間情報を整備するとともに、災害発生後は、必要に応じ、速やかに必要な箇所の地理空間情報を整備するものとする。</p> <p>(略)</p>

第2編 各災害に共通する対策編

(第2章 災害応急対策)

修正前

修正後

第2章 災害応急対策

(略)

第1節 災害発生直前の対策

(略)

4 災害未然防止活動

(略)

○国〔国土交通省、気象庁等〕は、市町村が行う警戒区域の設定、避難勧告等の対策に対し、適切な助言を行うなどの支援に努めるものとする。

(新設)

4 災害未然防止活動

(略)

第2節 発災直後の情報の収集・連絡及び活動体制の確立

(略)

1 災害情報の収集・連絡

(略)

(1) 被害規模の早期把握のための活動

(略)

(1) 被害規模の早期把握のための活動

(略)

○国〔警察庁、消防庁、防衛省、国土交通省、国土地理院、海上保安庁、林野庁等〕及び地方公共団体は、天候状況を勘案しながら、必要に応じ、航空機、無人航空機等撮影等による情報収集を行うものとする。

(略)

(3) 災害発生直後の被害の第一次情報等の収集・連絡

(略)

○国〔内閣府、警察庁、消防庁、防衛省、海上保安庁、国土交通省等〕、指定公共機関等は、必要に応じ、自らもヘリコプター等各種通信手段の活用等により、被害の第一次情報や被害規模に関する概活的な情報等を速やかに把握し、指定公共機関においては直接又は指定行政機関を通じ、官邸〔内閣官房〕及び内閣府(事故灾害は安全規制担当省庁。以下本節中同じ。)に連絡する。官邸〔内閣官房〕及び内閣府は、被害規模を迅速に把握するとともに、当該情報を速やかに関係機関に連絡する。

(略)

第2章 災害応急対策

(略)

第1節 災害発生直前の対策

(略)

4 災害未然防止活動

(略)

4 災害未然防止活動

(略)

4 災害未然防止活動

(略)

第2編 各災害に共通する対策編		(第2章 災害応急対策)
		修正前
○国〔内閣府、警察庁、消防庁、防衛省、国土交通省、海上保安庁等〕及び地方公共団体は、必要に応じ、収集した被災現場の画像情報の官邸及び非常本部等を含む防災関係機関への共有を図るものとする。	○国〔内閣府、警察庁、消防庁、防衛省、国土交通省、海上保安庁等〕及び地方公共団体は、必要に応じ、収集した被災現場の画像情報を、中央防災無線網等を活用し、官邸及び非常本部等を含む防災関係機関への共有を図るものとする。	修正後
（略）	（略）	
2 通信手段の確保	2 通信手段の確保	
（略）	（略）	
○国、地方公共団体及び電気通信事業者は、携帯電話、衛星通信等の移動通信回線の活用による緊急情報連絡用の回線設定に努める。	○国、地方公共団体及び電気通信事業者は、携帯電話、衛星通信等の移動通信回線の活用による緊急情報連絡用の回線設定に努める。	
（移設）	（移設）	
（略）	（略）	
○電気通信事業者は、応急復旧のために運用機材等の運搬や道路被災状況等の情報共有が必要な場合は、国〔総務省〕を通じて非常対策本部や被災地方公共団体に協力を要請するものとする。	○電気通信事業者は、応急復旧のために運用機材等の運搬や道路被災状況等の情報共有が必要な場合は、国〔総務省〕を通じて非常対策本部や被災地方公共団体に協力を要請するものとする。	
（新設）	（新設）	
（略）	（略）	
5 広域的な応援体制	5 広域的な応援体制	
（略）	（略）	
○国〔総務省〕は、地方公共団体等と協力し、被災市町村応援職員確保システム（災害マネジメント総括支援員等による支援を含む。）に基づき、全国の地方公共団体による被災市町村への応援に関する調整を実施するものとする。	○国〔総務省〕は、地方公共団体等と協力し、被災市町村応援職員確保システム（災害マネジメント総括支援員等による支援を含む。）に基づき、全国の地方公共団体による被災市町村への応援に関する調整を実施するものとする。	
（新設）	（新設）	
6 国における活動体制	6 国における活動体制	
（略）	（略）	
（2）関係省庁災害対策会議の開催等	（2）関係省庁災害対策会議の開催等	
○内閣府は、大規模な災害発生時（風水害、火山災害及び雪害の発生のおそれがある場合を含む。）には、災害そのもの及び被害の第一次情報についての確認、共有化、応急対策の調整等を行うため、必要に応じて、関係省庁災害対策会議を開催するものとする。	○内閣府は、大規模な災害発生時（風水害、火山災害及び雪害の発生のおそれがある場合を含む。）には、災害そのもの及び被害の第一次情報についての確認、共有化、応急対策の調整等を行うため、必要に応じて、関係省庁災害対策会議を開催するものとする。	

修正前	修正後
○災害対策関係省庁（事故災害においては関係省庁）は、被災現地の状況の把握や、事故災害においては事故原因の究明等に資するため、必要に応じ、担当者より成る調査団を現地に派遣するものとする。	(削除)
(移設)	
(3) 緊急参集チームの参集及び関係閣僚協議の実施	
○官邸〔内閣官房〕は、大規模な災害の発生のおそれがある場合又は発生した場合、事故災害、大規模火事災及び林野火災においては社会的影響が大きい大規模な災害が発生した場合、緊急参集チームを官邸に参集させ、政府としての初動措置に関する情報の集約等を行う。	(移設)
○必要に応じ、政府としての基本的対処方針、対処体制その他の対処に係る重要事項について協議するため、内閣総理大臣又は内閣官房長官と関係閣僚との緊急協議を行う。	(新設)
(移設)	
○官邸〔内閣官房〕は、大規模な災害の発生のおそれがある場合又は発生した場合、事故災害、大規模火事災及び林野火災においては社会的影響が大きい大規模な災害が発生した場合、緊急参集チームを官邸に参集させ、政府としての初動措置に関する情報の集約等を行う。	(3) 職員の派遣
○必要に応じ、政府としての基本的対処方針、対処体制その他の対処に係る重要事項について協議するため、内閣総理大臣又は内閣官房長官と関係閣僚との緊急協議を行う。	(移設)
(新設)	
○国〔内閣府等〕は、大規模な被害が想定される場合には、必要に応じ、ヘリコプタ一等により、直ちに内閣府調査チームを派遣し、被害状況の迅速な把握及び被災地方公共団体の支援を行うものとする。その際、国〔内閣府〕は、国〔内閣府〕及び国立研究開発法人防災科学技術研究所等で構成されるISUT（災害情報集約支援チーム：Information Support Team）を派遣し、災害情報を集約・整理し地図で提供することにより、地方公共団体等の災害対応を支援するものとする。	(4) 各種会議等の開催等
○国〔内閣府〕は、内閣府調査チームを派遣した場合、国〔各省庁〕にその旨を連絡し、国〔各省庁〕は、その連絡を受け、被害状況を踏まえ、必要に応じ職員を現地に派遣するものとする。	(5) 非常災害対策本部の設置と活動体制
○国〔内閣府〕は、被害状況を踏まえ、国〔各省庁〕に対し、専門的な知見を有し、現地で必要なマネジメントを行うための職員の派遣（所管ライフライン事業者の職員の派遣を含む。）を要請し、国〔各省庁〕等は当該要請に応じて、職員を現地に派遣するものとする。	(略)
○国〔内閣府〕は、女性の視点による災害対応力の強化を図るため、被害状況を踏まえ、必要に応じ、職員を現地に派遣し、地方公共団体の災害対策本部に男女共同参画担当部局等が組み込まれるよう、必要な支援・助言を実施するものとする。	(略)

修正前	修正後
(5) 緊急災害対策本部の設置と活動体制 (略)	(6) 緊急災害対策本部の設置と活動体制 (略)
(6) 災害緊急事態の布告及び緊急災害対策本部の設置等 (略)	(7) 災害緊急事態の布告及び緊急災害対策本部の設置等 (略)
(7) 非常本部等の調査団等の派遣，現地対策本部の設置 (略)	(8) 非常本部等の調査団等の派遣，現地対策本部の設置 (略)
(8) 国「内閣府等」は，必要に応じ，政府調査団に先立ち，ヘリコプター等により，堅急に担当官を現地に派遣するものとする。その際，国「内閣府」は，国「内閣府」及び国立研究開発法人防災科学技術研究所等で構成される「SUT（災害時情報支援チーム：Information Support Team）」を派遣し，災害情報を集約・整理し地図で提供することにより，地方公共団体等の災害対応を支援するものとする。 (略)	(8) 国「内閣府」は，非常災害現地対策本部又は緊急災害現地対策本部が設置されない場合においても，現地での災害応急対策の調整及び推進を図るために必要があるときは，政府現地災害対策室の設置を行うものとする。政府現地災害対策室の設置に当たっては，別に定める申合せによるものとする。
(9) 国「内閣府」は，非常災害現地対策本部又は緊急災害現地対策本部が設置されない場合においても，現地での災害応急対策の調整及び推進を図るために必要があるときは，政府現地災害対策室の設置を行いうものとする。政府現地災害対策室の設置に当たっては，別に定める申合せによるものとする。 (新設)	(9) 国「内閣府」は，非常災害現地対策本部又は緊急災害現地対策本部が設置されない場合においても，現地での災害応急対策の調整及び推進を図るために必要があるときは，政府現地災害対策室の設置を行いうものとする。
(10) 非常本部等の調査団等の派遣，現地対策本部の設置 (略)	(10) 非常本部等の調査団等の派遣，現地対策本部の設置 (略)
(11) 災害緊急事態の布告及び緊急災害対策本部の設置等 (略)	(11) 災害緊急事態の布告及び緊急災害対策本部の設置等 (略)
(12) 非常本部等の調査団等の派遣，現地対策本部の設置 (略)	(12) 非常本部等の調査団等の派遣，現地対策本部の設置 (略)
(13) 自衛隊の災害派遣 (新設)	(13) 自衛隊の災害派遣 (新設)
(14) 大規模な災害が発生した際には，被災直後の地方公共団体は混亂していることを前提に，防衛省・自衛隊は災害時の自衛隊による活動が円滑に進むよう，活動内容について「提案型」の支援を自発的に行い，関係省庁の協力も得て，自衛隊に対する支援ニーズを早期に把握・整理するものとする。	(14) 大規模な災害が発生した際には，発災当初においては被害状況が不明であることが大規模な災害が発生した際には，発災当初においては被害状況が不明であることから，防衛省・自衛隊は，いかなる被害や活動にも対応できる態勢で対応する。また，人命救助活動を最優先で行いつつ，生活支援等については，地方公共団体、関係省庁等の関係者と役割分担，対応方針，活動期間、民間企業の活用等の調整を行うものとする。さらに，被災直後の地方公共団体は混乱していることを前提に，防衛省・自衛隊は災害時の自衛隊による活動が円滑に進むよう，活動内容について「提案型」の支

修正前

修正後

(略)	第3節 災害の拡大・二次災害・複合災害の防止及び応急復旧活動	接を自発的に行って、関係省庁の協力も得て、自衛隊に対する支援ニーズを早期に把握・整理するものとする。
(略)	2 施設・設備等の応急復旧活動	(略)
(1) 施設・設備の応急復旧活動	(1) 施設・設備の応急復旧活動	(1) 施設・設備の応急復旧活動
○国〔農林水産省、国土交通省等〕、地方公共団体、ライフライン事業者等は、発災後直ちに、専門技術をもつ人材等を活用して、それぞれの所管する施設・設備の緊急点検を実施することともに、これらの被害状況等を把握し、二次災害の防止、被災者の生活確保を最優先に、ライフライン及び公共施設の応急復旧を速やかに行うものとする。	○国〔農林水産省、国土交通省等〕、地方公共団体、ライフライン事業者等は、発災後直ちに、専門技術をもつ人材等を活用して、それぞれの所管する施設・設備の緊急点検を実施することともに、これらの被害状況等を把握し、二次災害の防止、被災者の生活確保を最優先に、ライフライン及び公共施設の応急復旧を行うものとする。	○国、公共機関、地方公共団体は、災害対策上重要な通信施設に障害が生じたときは、速やかに復旧を行うとともに、必要に応じて、バックアップ体制を確保するものとする。
(新設)	(新設)	(新設)
○国、公共機関、地方公共団体は、災害対策上重要な通信施設に障害が生じたときは、速やかに復旧を行うとともに、必要に応じて、バックアップ体制を確保するものとする。	○国、公共機関、地方公共団体は、災害対策上重要な通信施設に障害が生じたときは、速やかに復旧を行うとともに、必要に応じて、バックアップ体制を確保するものとする。	○都道府県は、大規模停電発生時には直ちに、あらかじめリスト化した病院、要配慮者に関わる社会福祉施設等の人命に関わる重要施設及び災害応急対策に係る機関が保有する施設の設置状況等を踏まえ、これらの施設の非常用電源の稼働状況を確認の上、電源の確保が必要な施設の把握を行い、電源車等の配備先の候補案を作成するよう努めるものとする。
(新設)	(新設)	(新設)
○国〔国土交通省〕は、必要に応じて緊急災害対策派遣隊（TEC-FORCE）等を派遣し、被災状況、被災地の早期復旧その他の災害応急対策など、施設・設備の応急復旧活動に関して被災地地方公共団体等が行う活動に対する支援を実施するものとする。また、派遣された緊急災害対策派遣隊（TEC-FORCE）は、救助・救急活動を実施する警察・消防・自衛隊等の部隊が活動する災害現場において活動を実施する場合には、必要に応じて、合同調整所等を活用し、当該部隊との間で、情報共有及び活動調整、相互協力をを行うものとする。	○国〔国土交通省〕は、必要に応じて緊急災害対策派遣隊（TEC-FORCE）等を派遣し、被災状況、被災地の早期復旧その他の災害応急対策など、施設・設備の応急復旧活動に關して被災地地方公共団体等が行う活動に対する支援を実施するものとする。また、派遣された緊急災害対策派遣隊（TEC-FORCE）は、救助・救急活動を実施する警察・消防・自衛隊等の部隊が活動する災害現場において活動を実施する場合には、必要に応じて、合同調整所等を活用し、当該部隊との間で、情報共有及び活動調整、相互協力をを行うものとする。	○都道府県は、国〔経済産業省〕、電気事業者等と調整を行い、電源車等の配備先を決定し、電気事業者等は、電源車等の配備に努めるものとする。なお、模擬の都道府県に大規模停電等が発生した場合には、国〔経済産業省等〕や電気事業者等が主体的に、積極的に調整するものとする。
(新設)	(新設)	(新設)
○国〔国土交通省〕は、必要に応じて緊急災害対策派遣隊（TEC-FORCE）等を派遣し、被災状況、被災地の早期復旧その他の災害応急対策など、施設・設備の応急復旧活動に關して被災地地方公共団体等が行う活動に対する支援を実施するものとする。また、派遣された緊急災害対策派遣隊（TEC-FORCE）は、救助・救急活動を実施する警察・消防・自衛隊等の部隊が活動する災害現場において活動を実施する場合には、必要に応じて、合同調整所等を活用し、当該部隊との間で、情報共有及び活動調整、相互協力をを行うものとする。	○国〔国土交通省〕は、必要に応じて緊急災害対策派遣隊（TEC-FORCE）等を派遣し、被災状況、被災地の早期復旧その他の災害応急対策など、施設・設備の応急復旧活動に關して被災地地方公共団体等が行う活動に対する支援を実施するものとする。また、派遣された緊急災害対策派遣隊（TEC-FORCE）は、救助・救急活動を実施する警察・消防・自衛隊等の部隊が活動する災害現場において活動を実施する場合には、必要に応じて、合同調整所等を活用し、当該部隊との間で、情報共有及び活動調整、相互協力をを行うものとする。	○ライフライン施設の速やかな応急復旧を図るため、関係する省庁、地方公共団体、ライフゲイン事業者等は、合同会議、調整会議等における方針等に基づき、必要に応じて、現地のライフゲイン事業者の事業所等で実動部隊の詳細な調整を行ったため、現地作業調整会議を開催するものとする。

第2編 各災害に共通する対策編 (第2章 災害応急対策)

修正前	修正後
(新設) ○国〔国土交通省、防衛省等〕は、合同会議、調整会議等における対応方針等に基づき、ライフルインの復旧現場等までのアクセスマート上の道路啓開について、地方公共団体のみでは迅速な対応が困難な場合には、適切な役割分担等の下、道路啓開を実施するものとする。 (略) 第4節 救助・救急、医療及び消防活動 (略) 1 救助・救急活動 (略) (3) 被災地域外の地方公共団体及び国の各機関による救助・救急活動 (略) ○国〔国土交通省〕、高速道路事業者及び地方公共団体は、高速道路のサービスエリア、道の駅等を警察機関、消防機関及び自衛隊の部隊の展開、宿泊、物資搬送設備等の拠点として使用せらるなど、救助・救命活動への支援を行うものとする。 (新設) (略) 第4節 救助・救急、医療及び消防活動 (略) (3) 被災地域外の地方公共団体及び国の各機関による救助・救急活動 (略) ○国〔国土交通省〕、高速道路事業者及び地方公共団体は、高速道路のサービスエリア、道の駅等を警察機関、消防機関及び自衛隊の部隊の展開、宿泊、物資搬送設備等の拠点として使用せらるなど、救助・救命活動への支援を行うものとする。	(略) ○国〔国土交通省〕は、迅速な救助・救命活動や緊急支援物資の輸送などを支えるため、道の駅等を警察機関、消防機関及び自衛隊の部隊の展開、宿泊、物資搬送設備等の拠点として使用せらるなど、救助・救命活動への支援を行うものとする。 ○国〔国土交通省〕は、基幹的広域防災拠点を管理し、自衛隊や海上保安庁、警察、消防等の救助・救命活動への支援を行うものとする。
(略) 第5節 緊急輸送のための交通の確保・緊急輸送活動 (略) 2 交通の確保 (略) (3) 道路啓開等 (略) ○国〔国土交通省〕は、迅速な救助・救命活動や緊急支援物資などを支えるため、国土交通大臣が指定した重要物流道路及びその代替・補完路において、道路啓開や災害復旧を代行できる制度を活用し支援を行う。 (略) 第6節 避難の受入れ及び情報提供活動 (新設) (略) 1 避難誘導の実施 (略) ○市町村は、避難誘導に当たっては、避難場所及び避難路や避難先、災害危険箇所等(浸水区域、土砂災害危険箇所等の存在、雪崩危険箇所等)の所在、災害の概要その他他の避難に資する情報の提供に努めるものとする。 (略) 3 指定避難所	(略) ○市町村は、避難誘導に当たっては、避難場所及び避難路や避難先、災害危険箇所等(浸水区域、土砂災害警戒区域等、雪崩危険箇所等)の所在、災害の概要その他他の避難に資する情報の提供に努めるものとする。 ○市町村は、指定緊急避難場所や避難所に避難したホームレスについて、住民票の有無等に問わらず適切に受け入れることとする。 (略) 第6節 避難の受入れ及び情報提供活動 (新設) (略) 1 避難誘導の実施 (略) ○市町村は、避難誘導に当たっては、避難場所及び避難路や避難先、災害危険箇所等(浸水区域、土砂災害危険箇所等の存在、雪崩危険箇所等)の所在、災害の概要その他他の避難に資する情報の提供に努めるものとする。

修正前

修正後

(1) 指定避難所の開設	(略)	(1) 指定避難所の開設	(略)
(新設)	○市町村は、指定避難所のライフラインの回復に時間を要すると見込まれる場合や、道路の途絶による孤立が続くと見込まれる場合は、あらかじめ指定避難所に指定されたいたとしても原則として開設しないものとする。	○市町村は、指定避難所のライフラインの回復に時間をして見込まれる場合は、当該地域に指定避難所を設置・維持することとの適否を検討するものとする。	○市町村は、指定避難所を設置した場合に關係機関等による支援が円滑に講じられるよう、避難所の開設状況等を適切に都道府県に報告し、都道府県は、その情報を国「内閣府等」に共有するよう努めるものとする。
(新設)	(略)	(略)	(略)
(2) 指定避難所の運営管理等	(略)	(2) 指定避難所の運営管理等	(略)
(新規)	○市町村は、指定避難所における生活環境が常に良好なものであるよう努めるものとする。そのため、食事供与の状況、トイレの設置状況等の把握に努め、必要な対策を講じるものとする。また、避難の長期化等必要に応じて、プライベシーの確保状況、簡易ベッド等の活用状況、入浴施設設置の有無及び利用頻度、医師、保健師、看護師、看護士等による巡回の頻度、暑さ・寒さ対策の必要性、食料の確保、配食等の状況、し尿及びごみの処理状況など、避難者の健康状態や指定避難所の衛生状態の把握に努め、必要な措置を講じるものとする。	○市町村は、指定避難所における生活環境が常に良好なものであるよう努めるものとする。そのため、食事供与の状況、トイレの設置状況等の把握に努め、必要な対策を講じるものとする。また、避難の長期化等必要に応じて、プライベシーの確保状況、簡易ベッド等の活用状況、入浴施設設置の有無及び利用頻度、医師、保健師、看護師、看護士等による巡回の頻度、暑さ・寒さ対策の必要性、食料の確保、配食等の状況、し尿及びごみの処理状況など、避難者の健康状態や指定避難所の衛生状態の把握に努め、必要な措置を講じるものとする。	○市町村は、必要に応じ、指定避難所における家庭動物のための避難スペースの確保等に努めるものとする。
(新規)	(新規)	(新規)	(新規)
8 被災者等への的確な情報伝達活動	(略)	8 被災者等への的確な情報伝達活動	(略)
(新規)	(1) 被災者への情報伝達活動	(1) 被災者への情報伝達活動	(1) 被災者への情報伝達活動
(新規)	○市町村は、指定行政機関、公共機関、地方公共団体及び事業者は、被災者のニーズを十分把握し、災害の状況に関する情報、安否情報、ライフラインや交通施設等公共交通施設等の復旧状況、医療機関等の生活関連情報、それぞれの機関が講じている施策に関する情報、交通規制、被災者生活支援に関する情報等、被災者等に役立つ正確かつ細やかな情報を、交通規制、被災者等に役立つ正確かつ細やかな情報を適切に提供するものとする。なお、その際、要配慮者、在宅での避難者、応急仮設住宅として供与される賃貸住宅への避難者、所在を把握できる広域避難者、在日外国人、訪日外国人に配慮した伝達を行うものとする。	○非常本部等、指定行政機関、公共機関、地方公共団体及び事業者は、被災者のニーズを十分把握し、災害の状況に関する情報、安否情報、ライフラインや交通施設等公共交通施設等の復旧状況、医療機関、スーパー・マーケット、ガソリンスタンド等の生活関連情報、それぞれの機関が講じている施策に関する情報、交通規制、被災者生活支援に関する情報等、被災者等に役立つ正確かつ細やかな情報を適切に提供するものとする。なお、その際、要配慮者、在宅での避難者、応急仮設住宅として供与される賃貸住宅への避難者、所在を把握できる広域避難者、在日外国人、訪日外国人に配慮した伝達を行うものとする。	○非常本部等、指定行政機関、公共機関、地方公共団体及び事業者は、被災者のニーズを十分把握し、災害の状況に関する情報、安否情報、ライフラインや交通施設等公共交通施設等の復旧状況、医療機関、スーパー・マーケット、ガソリンスタンド等の生活関連情報、それぞれの機関が講じている施策に関する情報、交通規制、被災者生活支援に関する情報等、被災者等に役立つ正確かつ細やかな情報を適切に提供するものとする。なお、その際、要配慮者、在宅での避難者、応急仮設住宅として供与される賃貸住宅への避難者、所在を把握できる広域避難者、在日外国人、訪日外国人に配慮した伝達を行うものとする。

修正前

○非常本部等、指定行政機関、公共機関及び地方公共団体は、被災者のおかれている生活環境、居住環境等が多様であることにかんがみ、情報を提供する際に活用する媒体に配慮するものとする。特に、避難所にいる被災者は情報を得る手段が限られてることから、被災者生活支援に関する情報については紙媒体でも情報提供を行うなど、適切に情報提供がなされるよう努めるものとする。

(略)

第7節 物資の調達、供給活動

○被災者の生活の維持のため必要な食料、飲料水、燃料、毛布等の生活必需品等を調達・確保し、ニーズに応じて供給・分配を行えるよう、関係機関は、その備蓄する物資・資機材の供給に取り組むとともに、以下に掲げる方針のとおり活動する。なお、被災地で求められる物資は、時間の経過とともに変化することを踏まえ、時宜を得た物資の調達に留意するものとする。また、夏季には扇風機等、冬季には暖房器具、燃料等も含めるとともに、要配慮者等のニーズや、男女のニーズの違いに配慮するものとする。

(新設)

- (2) 地方公共団体による物資の調達、供給
- (3) 国による物資の調達、供給

(略)

○被災地公共団体は、供給すべき物資が不足し、調達する必要があるときは、国〔厚生労働省、農林水産省、経済産業省、総務省、消防庁〕に対し、又は非常本部等に対し、物資の調達を要請するものとする。

(略)

○国は、被災地公共団体が、被災者のニーズの把握や物資の要請を行うことが困難な場合においては、被災者数や引き渡し場所等の可能な限りの入手情報等に基づき、被災地からの要請がなくとも、被災地公共団体に対し、物資の供給を確保し、輸送を開始するものとする。その際に、引き渡し場所により先の各指定避難所等までの配達体制の確保状況等に留意するものとする。

○国は、被災地からの要請がない中で、被災地公共団体に対し、物資の供給を開始した場合は、現地の配達状況等を考慮し、早期に要請に基づいた支援に切り替えるよう配慮するものとする。

修正後

○非常本部等、指定行政機関及び地方公共団体は、被災者のおかれている生活環境、居住環境等が多様であることにかんがみ、情報を提供する際に活用する媒体に配慮するものとする。特に、停電や通信障害発生時は情報を得る手段が限られてることから、被災者生活支援に関する情報についてはチラシの張り出し、配布等の紙媒体や広報車でも情報提供を行うなど、適切に情報提供がなされるものとする。

(略)

第7節 物資の調達、供給活動

○被災者の生活の維持のため必要な食料、飲料水、燃料、毛布等の生活必需品等を効率的に調達・確保し、ニーズに応じて供給・分配を行えるよう、関係機関は、その備蓄する物資・資機材の供給や物資の調達・輸送に関し、物資調達・輸送調整等支援システムを活用し情報共有を図り、相互に協力するよう努めるとともに、以下に掲げる方針のとおり活動する。なお、被災地で求められる物資は、時間の経過とともに変化することを踏まえ、時宜を得た物資の調達に留意するものとする。また、夏季には扇風機等、冬季には暖房器具、燃料等も含めるとともに、要配慮者等のニーズや、男女のニーズの違いに配慮するものとする。

○国〔各省庁〕は、発災当初など被災地都道府県の機能が低下している場合があり得ることから、被災地の状況を踏まえ、被災市町村の物資支援ニーズの把握に努め、情報共有を図ることとともに、迅速な物資の調達、供給活動の実施に努めるものとする。

(略)

(2) 地方公共団体による物資の調達、供給

(略)

○被災地公共団体は、備蓄物資の状況等を踏まえ、供給すべき物資が不足し、自ら調達する事が困難であるときは、国〔厚生労働省、農林水産省、経済産業省、総務省、消防庁〕に対し、又は非常本部等に対し、物資の調達を要請するものとする。

(略)

(3) 国による物資の調達、供給

(略)

○国は、被災地公共団体が、被災者のニーズの把握や物資の要請を行うことが困難な場合においては、被災者数や引き渡し場所等の可能な限りの入手情報等に基づき、被災地からの要請がなくとも、被災地公共団体に対し、物資の供給を確保し、輸送をする支援(以下「ブッシュ型支援」という。)を開始するものとする。その際に、引き渡し場所より先の各指定避難所等までの配達体制の確保状況等に留意するものとする。

○国は、ブッシュ型支援を開始した場合は、現地の配達状況等を考慮し、早期に要請に基づいた支援に切り替えるよう配慮するものとする。

○国は、被災地からの要請がない中で、被災地公共団体に対し、物資の供給を開始した場合は、現地の配達状況等を考慮し、早期に要請に基づいた支援に切り替えるよう配慮するものとする。

第2編 各災害に共通する対策編 (第2章 災害応急対策)

修正前	修正後
(新設)	○国〔内閣府〕は、ブッシュ型支援に当たり、予備費の対象となる標準的な対象品目を一覧として提示するとともに、災害に応じて対象品目以外の支援物資で予備費の対象となるものについて、速やかに国〔各省庁〕に周知するものとする。 (略) (移設)
○国〔総務省〕は、必要に応じ、又は非常本部等若しくは被災地方公共団体からのお要請に基づき、通信機器について、移動通信機器の貸出、関係業界団体の協力等により、その供給の確保を図るものとする。 (略)	○国〔資源エネルギー庁〕は、必要に応じ、又は非常本部等、関係省庁若しくは被災地方公共団体からの要請に基づき、燃料について、関係省庁及び関係業界団体の協力等により、その供給の確保を図るものとする。また、地方公共団体は、円滑な燃料の供給の実施のため、住民への情報提供等の協力に努めるものとする。 ○国〔経済産業省〕は、被災都道府県が複数にまたがる場合には、必要に応じ、被災都道府県への燃料の優先供給に係る調整を行うものとする。 (略)
○国〔資源エネルギー庁〕は、必要に応じ、又は非常本部等、関係省庁若しくは被災地方公共団体からの要請に基づき、燃料について、関係省庁及び関係業界団体の協力等により、その供給の確保を図るものとする。また、地方公共団体は、円滑な燃料の供給の実施のため、住民への情報提供等の協力に努めるものとする。 (新設)	○都道府県は、被災市町村が複数にまたがる場合には、必要に応じ、被災市町村への燃料の優先供給に係る調整を行うものとする。 (略)

修正前	修正後
第8節 保健衛生、防疫、遺体対策に関する活動 1 保健衛生 (略)	第8節 保健衛生、防疫、遺体対策に関する活動 1 保健衛生 (略) ○都道府県等は、被災都道府県の要請に基づき、被災地方公共団体の保健医療調整本部及び保健所の総合調整等の円滑な実施を応援するため、災害時健康管理支援チーム(DHEAT)の応援派遣を行うものとする。 (略)
第2編 各災害に共通する対策編 (第3章 災害復旧・復興)	第3章 災害復旧・復興 1 被災施設の復旧等 (略)

○国〔国土交通省〕は、重要物流道路及びその代替・補完路について、都道府県又は市町村から要請があり、かつ当該都道府県又は市町村の工事の実施体制等の地域の実情を勘案して、実施に高度な技術または機械力を要する工事で当該都道府県又は市町村に代わって自らが行うことが適当であると認められるときは、その事務の遂行に

第2編 各災害に共通する対策編		(第3章 災害復旧・復興)
修正前	修正後	
支障のない範囲内で、都道府県道又は市町村道の災害復旧に関する工事を行うことができる権限代行制度により、支援を行う。	団内で、都道府県道又は市町村道の災害復旧に関する工事を行うことができる権限代行制度により、支援を行う。	(略)
2 災害廃棄物の処理	○地方公共団体は、発生した災害廃棄物の種類、性状（土砂、ヘドロ、汚染物等）等を勘案し、その発生量を推計した上で、事前に策定しておいた災害廃棄物処理計画等に基づき、仮置場、最終処分地を確保し、必要に応じて広域処理を行うこと等により、災害廃棄物の計画的な収集、運搬及び処分を行い、災害廃棄物の円滑かつ迅速な処理を図る。加えて、ボランティア、NPO等の支援を得て災害廃棄物等の処理を進める場合には、社会福祉協議会、NPO等と連携し、作業実施地区や作業内容を調整、分担するなどして、効率的に災害廃棄物等の搬出を行うものとする。また、廃棄物処理施設については、災害廃棄物を処理しつつ、電力供給や熱供給等の拠点としても活用することとする。	(略)
(略)	(略)	(略)
2 災害廃棄物の処理	○地方公共団体は、発生した災害廃棄物の種類、性状（土砂、ヘドロ、汚染物等）等を勘案し、その発生量を推計した上で、事前に策定しておいた災害廃棄物処理計画等に基づき、仮置場、最終処分地を確保し、必要に応じて広域処理を行うこと等により、災害廃棄物の計画的な収集、運搬及び処分を行い、災害廃棄物の円滑かつ迅速な処理を図る。また、廃棄物処理施設については、災害廃棄物を処理しつつ、電力供給や熱供給等の拠点としても活用することとする。	(略)
(新設)	(新設)	(新設)
○国【環境省】は、円滑かつ迅速な災害廃棄物処理について必要な支援を行う。特に、大規模な災害が発生したときは、その災害廃棄物の処理に関する指針を策定するとともに、廃棄物処理特例地域内の市町村長から要請があり、かつ、当該市町村における災害廃棄物の処理の実施体制、当該災害廃棄物の処理の重要性を勘案して、必要と認められる場合には、災害廃棄物の処理を当該市町村に代わって行うものとする。	(新設)	(新設)
(新設)	(新設)	(新設)
○市町村は、住家等の被害の程度を調査する際、必要に応じて、航空写真、被災者が撮影した住家の写真、応急危険度判定の判定結果等を活用するなど、適切な手法により実施するものとする。	(略)	(略)
(略)	(略)	(略)
○市町村は、住家等の被害の程度を調査する際、必要に応じて、航空写真、被災者が撮影した住家の写真、応急危険度判定の判定結果等を活用するなど、適切な手法により実施するものとする。	(略)	(略)

第2編 各災害に共通する対策編		(第3章 災害復旧・復興)
	修正前	修正後
(新設)		<p>○指定公共機関〔独立行政法人都市再生機構〕は、國〔国土交通省〕又は地方公共団体からの要請に基づき、その業務の遂行に支障のない範囲で専門的知識を有する職員を被災地に派遣するものとする。</p> <p>(略)</p>

第3編 地震災害対策編

修正前	修正後
第3編 地震災害対策編	第3編 地震災害対策編
第1章 災害予防	第1章 災害予防
(略)	(略)
第2節 地震に強い国づくり、まちづくり	第2節 地震に強い国づくり、まちづくり (略)
(略)	(略)
3 地震に強いまちづくり	3 地震に強いまちづくり (略)
(4) 崩地、液状化対策等	(4) 崩地、液状化対策等 (略)
(略)	(略)
○国「国土交通省」及び地方公共団体は、大規模盛土造成地の位置や規模を示した大規模盛土造成地マップ及び液状化被害の危険性を示した液状化ハザードマップを作成・公表するとともに、宅地の安全性の把握及び耐震化を実施するよう努めるものとする。	○国「国土交通省」及び地方公共団体は、大規模盛土造成地の位置や規模を示した大規模盛土造成地マップ及び液状化被害の危険性を示した液状化ハザードマップを作成・公表するとともに、宅地の安全性の把握及び耐震化を実施するよう努めるものとする。 (略)
(略)	第5節 迅速かつ円滑な災害応急対策、災害復旧・復興への備え
(略)	7 応急復旧及び二次災害の防止活動関係
(略)	(略)
○国「国土交通省、気象庁、林野庁」及び地方公共団体は、地震、豪雨等に伴う二次災害を防止する体制を整備するとともに、建築物、宅地及び土砂災害危険箇所等の危険度を応急的に判定する技術者の養成並びに事前登録等の施策を推進するものとする。	○国「国土交通省、気象庁、林野庁」及び地方公共団体は、地震、豪雨等に伴う二次災害を防止する体制を整備するとともに、建築物、宅地及び土砂災害危険箇所等の危険度を応急的に判定する技術者の養成並びに事前登録等の施策を推進するものとする。 (略)
(略)	第2章 災害応急対策
(略)	第2節 発災直後の情報の収集・連絡及び活動体制の確立
(略)	5 国における活動体制
(略)	(略)
(2) 関係省庁災害対策会議の開催等	(2) 緊急参集チームの参集
○第2編2章2節6項(2)「関係省庁災害対策会議の開催等」	○第2編2章2節6項(2)「緊急参集チームの参集」
(3) 緊急参集チームの参集及び関係閣僚協議の実施	(3) 職員の派遣
○第2編2章2節6項(3)「緊急参集チームの参集及び関係閣僚協議の実施」 (新設)	○第2編2章2節6項(3)「職員の派遣」 (4) 各種会議等の開催等
(新設)	○第2編2章2節6項(4)「各種会議等の開催等」
(4) 非常災害対策本部の設置と活動体制	(5) 非常災害対策本部の設置と活動体制
○第2編2章2節6項(4)「非常災害対策本部の設置と活動体制」	○第2編2章2節6項(5)「非常災害対策本部の設置と活動体制」
(5) 緊急災害対策本部の設置と活動体制	(6) 緊急災害対策本部の設置と活動体制

○第2編2章2節6項(5)「緊急災害対策本部の設置と活動体制」	○第2編2章2節6項(6)「緊急災害対策本部の設置と活動体制」
(6) 災害緊急事態の布告及び緊急災害対策本部の設置等	(7) 災害緊急事態の布告及び緊急災害対策本部の設置等
○第2編2章2節6項(6)「災害緊急事態の布告及び緊急災害対策本部の設置等」	○第2編2章2節6項(7)「災害緊急事態の布告及び緊急災害対策本部の設置等」
(7) 非常本部等の調査団等の派遣、現地対策本部の設置	(8) 非常本部等の調査団等の派遣、現地対策本部の設置
○第2編2章2節6項(7)「非常本部等の調査団等の派遣、現地対策本部の設置」	○第2編2章2節6項(8)「非常本部等の調査団等の派遣、現地対策本部の設置」
(8) 南関東地域において大地震が発生した場合の参集方法等	(9) 南関東地域において大地震が発生した場合の参集方法等
(略)	(略)
(新設)	(新設)
(9) 自衛隊の災害派遣	(10) 被災者生活・生業再建支援チームの開催
○第2編2章2節6項(8)「自衛隊の災害派遣」	○第2編2章2節6項(9)「被災者生活・生業再建支援チームの開催」
(略)	(略)

別表（第2章関係）
 ①東海地震に関連する情報の1つである東海地震注意情報が発表された場合
 ○第2編2章2節6項(8)「自衛隊の災害派遣」

別表（第2章関係）
 ①東海地震に関連する情報の1つである東海地震注意情報が発表された場合
 ○第2編2章2節6項(8)「自衛隊の災害派遣」

○第2編2章2節6項(6)「緊急災害対策本部の設置と活動体制」	○第2編2章2節6項(6)「緊急災害対策本部の設置と活動体制」
(7) 災害緊急事態の布告及び緊急災害対策本部の設置等	○第2編2章2節6項(7)「災害緊急事態の布告及び緊急災害対策本部の設置等」
○第2編2章2節6項(6)「災害緊急事態の布告及び緊急災害対策本部の設置等」	○第2編2章2節6項(7)「災害緊急事態の布告及び緊急災害対策本部の設置等」
(8) 非常本部等の調査団等の派遣、現地対策本部の設置	○第2編2章2節6項(8)「非常本部等の調査団等の派遣、現地対策本部の設置」
○第2編2章2節6項(7)「非常本部等の調査団等の派遣、現地対策本部の設置」	○第2編2章2節6項(8)「非常本部等の調査団等の派遣、現地対策本部の設置」
(9) 南関東地域において大地震が発生した場合の参集方法等	(9) 南関東地域において大地震が発生した場合の参集方法等
(略)	(略)
(新設)	(新設)
(9) 自衛隊の災害派遣	(10) 被災者生活・生業再建支援チームの開催
○第2編2章2節6項(8)「自衛隊の災害派遣」	○第2編2章2節6項(9)「被災者生活・生業再建支援チームの開催」
(略)	(略)

別表（第2章関係） ①東海地震に関連する情報の1つである東海地震注意情報が発表された場合 ○第2編2章2節6項(8)「自衛隊の災害派遣」	東京23区の区域において、震度6強以上の震度が観測された場合、又は東京23区の区域において震度6強以上の震度が観測されない場合、1都3県（埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県）の区域において相当程度の被害が生じていると見込まれる場合
②東海地震に係る警戒宣言が発せられ、地震災害警戒本部が設置された場合	②「南海トラフの巨大地震モデル検討会」において設定された想定震源断層域と重なる区域であり、中部地方、近畿地方及び四国・九州地方における地震災害警戒本部が設置された場合
③東海地震が発生し、その災害に対処するため緊急災害対策本部が設置された場合	③東海地震が発生し、その災害に對処するため緊急災害対策本部が設置された場合
④東海地震に係る警戒宣言が発せられ、地震災害警戒本部が設置された場合	④東海地震が発生し、その災害に對処するため緊急災害対策本部が設置された場合
⑤東海地震に係る警戒宣言が発せられ、地震災害警戒本部が設置された場合	⑤東海地震に係る警戒宣言が発せられ、地震災害警戒本部が設置された場合
⑥東海地震に係る警戒宣言が発せられ、地震災害警戒本部が設置された場合	⑥東海地震に係る警戒宣言が発せられ、地震災害警戒本部が設置された場合
⑦東海地震に係る警戒宣言が発せられ、地震災害警戒本部が設置された場合	⑦東海地震に係る警戒宣言が発せられ、地震災害警戒本部が設置された場合
⑧東海地震に係る警戒宣言が発せられ、地震災害警戒本部が設置された場合	⑧.0以上の地震が発生し、「南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）」が発表される可能性がある場合

第3編 地震災害対策編

	修正前	修正後
・「東海地震応急対策活動要領」 (平成 15 年 12 月 16 日中央防災会議 決定, 平成 18 年 4 月 21 日修正) ・「東海地震応急対策活動要領」 に基づく具体的な活動内容 に基づく具体的な活動内容 に基づく具体的な計 画」(平成 16 年 6 月 29 日中央防災会 議幹事会申合せ, 平成 18 年 4 月 21 日修正)	<ul style="list-style-type: none"> ・「南海トラフ地震における具体的な応急対策活動要領」(平成 15 年 12 月 16 日中央防災会議決定, 平成 18 年 4 月 21 日修正) ・「東海地震応急対策活動要領」(平成 19 年 3 月 20 日中央防災会議幹事会決定, 平成 29 年 6 月改定) 	<ul style="list-style-type: none"> ・「南海トラフ地震における具体的な応急対策活動要領」(平成 15 年 12 月 16 日中央防災会議決定, 平成 18 年 4 月 21 日修正) ・「東海地震応急対策活動要領」(平成 19 年 3 月 29 日中央防災会議幹事会決定) ・「東海地震応急対策活動要領」(平成 16 年 6 月 29 日中央防災会議幹事会申合せ, 平成 18 年 4 月 21 日修正)

	修正前	修正後
・「東海地震応急対策活動要領」 (平成 15 年 12 月 16 日中央防災会議 決定, 平成 18 年 4 月 21 日修正) ・「東海地震応急対策活動要領」 に基づく具体的な活動内容 に基づく具体的な計 画」(平成 16 年 6 月 29 日中央防災会 議幹事会申合せ, 平成 18 年 4 月 21 日修正)	<ul style="list-style-type: none"> ・「南海トラフ地震における具体的な応急対策活動要領」(平成 15 年 12 月 16 日中央防災会議決定, 平成 18 年 4 月 21 日修正) ・「東海地震応急対策活動要領」(平成 19 年 3 月 20 日中央防災会議幹事会決定, 平成 29 年 6 月改定) 	<ul style="list-style-type: none"> ・「南海トラフ地震における具体的な応急対策活動要領」(平成 15 年 12 月 16 日中央防災会議決定, 平成 18 年 4 月 21 日修正) ・「東海地震応急対策活動要領」(平成 19 年 3 月 29 日中央防災会議幹事会決定) ・「東海地震応急対策活動要領」(平成 16 年 6 月 29 日中央防災会議幹事会申合せ, 平成 18 年 4 月 21 日修正)

第4編 津波災害対策編

修正前	修正後
第4編 津波災害対策編	第4編 津波災害対策編
第1章 災害予防	第1章 災害予防
(略)	(略)
第5節 迅速かつ円滑な災害応急対策、災害復旧・復興への備え	第5節 迅速かつ円滑な災害応急対策、災害復旧・復興への備え
(略)	(略)
7 応急復旧及び二次災害の防止活動関係	7 応急復旧及び二次災害の防止活動関係
(略)	(略)
○国〔国土交通省、気象庁、林野庁〕及び地方公共団体は、豪雨等に伴う二次災害を防止する体制を整備するとともに、 <u>土砂災害危険箇所等の危険度を応急的に判定する技術者の養成並びに事前登録等の施策等を推進するものとする。</u>	○国〔国土交通省、気象庁、林野庁〕及び地方公共団体は、豪雨等に伴う二次災害を防止する体制を整備するとともに、 <u>土砂災害等の危険度を応急的に判定する技術者の養成並びに事前登録等の施策等を推進するものとする。</u>
(略)	(略)
第2章 災害応急対策	第2章 災害応急対策
(略)	(略)
第2節 発災直後の情報の収集・連絡及び活動体制の確立	第2節 発災直後の情報の収集・連絡及び活動体制の確立
(略)	(略)
5 国における活動体制	5 国における活動体制
(略)	(略)
(2) 関係省庁災害対策会議の開催等	(2) 関係省庁災害対策会議の開催等
○第2編2章2節6項(2)「関係省等災害対策会議の開催等」	○第2編2章2節6項(2)「緊急参集チームの参集」
(3) 緊急参集チームの参集及び関係閣僚協議の実施	(3) 職員の派遣
○第2編2章2節6項(3)「緊急参集チームの参集及び関係閣僚協議の実施」	○第2編2章2節6項(3)「職員の派遣」
(新設)	(4) 各種会議等の開催等
(新設)	○第2編2章2節6項(4)「各種会議等の開催等」
(4) 非常災害対策本部の設置と活動体制	(5) 非常災害対策本部の設置と活動体制
○第2編2章2節6項(4)「非常災害対策本部の設置と活動体制」	○第2編2章2節6項(5)「非常災害対策本部の設置と活動体制」
(5) 緊急災害対策本部の設置と活動体制	(6) 緊急災害対策本部の設置と活動体制
○第2編2章2節6項(5)「緊急災害対策本部の設置と活動体制」	○第2編2章2節6項(6)「緊急災害対策本部の設置と活動体制」
(6) 災害緊急事態の布告及び緊急災害対策本部の設置等	(7) 災害緊急事態の布告及び緊急災害対策本部の設置等
○第2編2章2節6項(6)「災害緊急事態の布告及び緊急災害対策本部の設置等」	○第2編2章2節6項(7)「災害緊急事態の布告及び緊急災害対策本部の設置等」
(7) 非常本部等の調査団等の派遣、現地対策本部の設置	(8) 非常本部等の調査団等の派遣、現地対策本部の設置
○第2編2章2節6項(7)「非常本部等の調査団等の派遣、現地対策本部の設置」	○第2編2章2節6項(8)「非常本部等の調査団等の派遣、現地対策本部の設置」
(新設)	(9) 被災者生活・生業再建支援チームの開催
(新設)	○第2編2章2節6項(9)「被災者生活・生業再建支援チームの開催」
(8) 自衛隊の災害派遣	(10) 自衛隊の災害派遣
○第2編2章2節6項(8)「自衛隊の災害派遣」	○第2編2章2節6項(10)「自衛隊の災害派遣」
(略)	(略)
別表 (第2章関係)	別表 (第2章関係)

第4編 津波災害対策編

修正前	修正後
<p>①東海地震に関する情報の1つである東海地震、南海地震が同時発生し、その災害に對処するため緊急災害対策本部が設置された場合</p> <p>②東海地震に係る警戒宣言が発せられ、地震災害警戒本部が設置された場合</p> <p>③東海地震が発生し、その災害に對処するために緊急災害対策本部が設置された場合</p> <p>また、事前の情報が発表されることなく、東海地震が突然的に発生した場合</p> <p>また、事前の情報が発表されることはなく、東海地震が突然的に発生した場合</p> <p>また、事前の情報が発表されることはなく、東海地震が突然的に発生した場合</p> <p>・「東海地震応急対策活動要領」（平成15年12月16日中央防災会議決定、平成18年4月21日修正）</p> <p>・「東南海・南海地震応急対策活動要領」に基づく具体的な活動内容に係る計画」（平成19年3月20日中央防災会議幹事会申合せ）</p> <p>・「東海地震応急対策活動要領」に基づく具体的な活動内容に係る計画」（平成19年3月27年3月30日中央防災会議幹事会決定、平成29年6月改定）</p>	<p>①東海地震に関連する情報の1つである東海地震注意情報が発表された場合</p> <p>②東海地震に係る警戒宣言が発せられた場合</p> <p>③東海地震が発生し、その災害に對処するために緊急災害対策本部が設置された場合</p> <p>また、事前の情報が発表されることなく、東海地震が突然的に発生した場合</p> <p>また、事前の情報が発表されることはなく、東海地震が突然的に発生した場合</p> <p>また、事前の情報が発表されることはなく、東海地震が突然的に発生した場合</p> <p>・「東海地震応急対策活動要領」（平成15年12月16日中央防災会議決定、平成18年4月21日修正）</p> <p>・「南海トラフ地震モデル検討会」において設定された想定震源断層と重なる区域において設定された想定震源断層であり、中部地方、近畿地方及び四国・九州地方のいずれの地域においても、震度6強以上の震度の観測又は大津波警報の発表のいすれかががあった場合</p> <p>②「南海トラフの巨大地震モデル検討会」において設定された想定震源断層と重なる区域で「南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）」が発表される可能性がある場合</p> <p>・「南海トラフ地震における具体的な応急対策活動に関する計画」（平成27年3月30日中央防災会議幹事会決定、令和2年5月改定）</p>
<p>①東海地震に關連する情報の1つである東海地震注意情報が発表された場合</p> <p>②東海地震に係る警戒宣言が発せられ、地震災害警戒本部が設置された場合</p> <p>③東海地震が発生し、その災害に對処するために緊急災害対策本部が設置された場合</p> <p>また、事前の情報が発表されることなく、東海地震が突然的に発生した場合</p> <p>また、事前の情報が発表されることはなく、東海地震が突然的に発生した場合</p> <p>また、事前の情報が発表されることはなく、東海地震が突然的に発生した場合</p> <p>・「東海地震応急対策活動要領」（平成15年12月16日中央防災会議決定、平成18年4月21日修正）</p> <p>・「東南海・南海地震応急対策活動要領」に基づく具体的な活動内容に係る計画」（平成19年3月20日中央防災会議幹事会申合せ）</p> <p>・「東海地震応急対策活動要領」に基づく具体的な活動内容に係る計画」（平成19年3月27年3月30日中央防災会議幹事会決定、平成29年6月改定）</p>	<p>①地震発生時の震央地名の区域が、「南海トラフの巨大地震モデル検討会」において設定された想定震源断層と重なる区域において設定された想定震源断層であり、中部地方、近畿地方及び四国・九州地方のいずれの地域においても、震度6強以上の震度の観測又は大津波警報の発表のいすれかががあった場合</p> <p>②「南海トラフの巨大地震モデル検討会」において設定された想定震源断層と重なる区域で「南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）」が発表される可能性がある場合</p> <p>・「南海トラフ地震における具体的な応急対策活動に関する計画」（平成27年3月30日中央防災会議幹事会決定、令和2年5月改定）</p>

第5編 風水害対策編	第5編 風水害対策編
第1章 災害予防	第1章 災害予防
第1節 風水害に強い国づくり、まちづくり	第1節 風水害に強い国づくり、まちづくり
(略)	(略)
1 風水害に強い国づくり	1 風水害に強い国づくり
(略)	(略)
○国〔農林水産省、国土交通省等〕及び地方公共団体は、治山、治水、海岸保全、急傾斜地崩壊対策、農地防災、下水道等の事業による風水害対策を実施する。それは、計画を上回る災害が発生しても、その効果が粘り強く發揮できることにより、環境や景観へも配慮するものとする。	○国〔農林水産省、国土交通省等〕及び地方公共団体は、治山、治水、海岸保全、急傾斜地崩壊対策、農地防災、下水道、港湾等の事業による風水害対策を実施する。その場合は、計画を上回る災害が発生しても、その効果が粘り強く發揮できることにより、環境や景観へも配慮するものとする。
(略)	(略)
(3) 風水害に強い国土の形成	(3) 風水害に強い国土の形成
(略)	(略)
○国〔農林水産省、国土交通省〕及び地方公共団体は、風水害に強い国土の形成を図るために、下記の事項に配慮しつつ、治山、治水、海岸保全、急傾斜地崩壊対策、農地防災、下水道等の事業を総合的、計画的に推進するものとする。	○国〔農林水産省、国土交通省〕及び地方公共団体は、風水害に強い国土の形成を図るために、下記の事項に配慮しつつ、治山、治水、海岸保全、急傾斜地崩壊対策、農地防災、下水道、港湾等の事業を総合的、計画的に推進するものとする。
(略)	(略)
・台風、集中豪雨等に伴う山地災害に対処する山地治山、地すべり防止施設等の整備を推進する。また、山地災害の発生を防止するため森林の造成及び維持をする。	・台風、集中豪雨等に伴う山地災害に対処する山地治山、地すべり防止施設等の整備を推進する。また、山地災害の発生を防止するため森林の造成及び維持をする。
(新設)	(新設)
(略)	(略)
2 風水害に強いまちづくり	2 風水害に強いまちづくり
(1) 風水害に強いまちの形成	(1) 風水害に強いまちの形成
(略)	(略)
○国〔農林水産省、国土交通省〕及び地方公共団体は、下記の事項を重点として総合的な風水害対策を推進することにより、風水害に強いまちを形成するものとする。	○国〔農林水産省、国土交通省〕及び地方公共団体は、下記の事項を重点として総合的な風水害対策を推進することにより、風水害に強いまちを形成するものとする。
(略)	(略)
・国〔国土交通省〕及び地方公共団体は、住民が自らの地域の水害リスクに向き合い、被害を軽減する取組を行う契機となるよう、分かりやすい水害リスクの提供に努めるものとする。	・国〔国土交通省〕及び地方公共団体は、防災調整池の設置、透水性舗装の実施、雨水貯留・浸透施設の設置、盛土の抑制等を地域の特性を踏まえつつ必要に応じて実施することにより、流域の保水・透水機能が確保されるよう措置する。
(略)	(新設)
・国〔国土交通省〕及び地方公共団体は、防災調整池の設置、透水性舗装の実施、雨水貯留・浸透施設の設置、盛土の抑制等を地域の特性を踏まえつつ必要に応じて実施することにより、流域の保水・透水機能が確保されるよう措置する。	・都道府県、電気事業者及び電気通信事業者は、倒木等により電力供給網、通信網に支障が生じることへの対策として、地域性を踏まえつつ、事前伐採等による予防保全

	<p>や災害時の復旧作業の迅速化に向けた、相互の連携の拡大に努めるものとする。な 沿、事前伐採等の実施に当たっては、市町村との協力に努めるものとする。</p> <p>(略)</p> <p>・国土交通省又は地方公共団体は、洪水、雨水出水、高潮、土砂災害箇所等を公表し、安全な国土利用や耐水性浸水実績、浸水想定区域及び土砂災害警戒区域等を公表し、安全な国土利用や耐水性建築方式の誘導、風水害時の避難体制の整備を行う。</p> <p>・国土交通省は、土砂災害の防止のための対策の推進に関する基本的な指針を作成し、必要に応じてその見直しを行い、土砂災害警戒区域等の早期指定や、土砂災害が発生するおそれがある箇所の抽出精度の向上等を促すものとする。</p> <p>(略)</p> <p>・都道府県は、おおむね5年ごとに、土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の指定その他土砂災害の防止のための対策に必要な基礎調査として、急傾斜地の崩壊等のおそれのある土地に関する地形、地質、降水等の状況及び土砂災害の発生のおそれがある土地の利用の状況その他の事項に関する基礎調査を実施し、土砂災害警戒区域等に相当する範囲を示した図面を公表するものとする。また、国土交通省は、基礎調査が適切に行われていない場合には、是正を要求するものとする。</p> <p>(略)</p> <p>・都道府県知事は、関係市町村長の意見を聴いて、土砂災害により住民等に著しい危害が生じるおそれのある区域を土砂災害特別警戒区域として指定し、当該土砂災害特別警戒区域について以下の措置を講ずるものとする。</p> <p>(略)</p> <p>イ 建築基準法に基づく建築物の構造規制</p> <p>(略)</p> <p>・国土交通省及び港湾管理者は、港湾における高潮・高波・暴風リスクを低減するため、タイムラインの考え方を取り入れた防災・減災対策を推進するものとする。</p> <p>・港湾管理者は、コンテナ等の野外蔵置貨物の流出防止対策を推進するものとする。</p> <p>(新設)</p> <p>(略)</p> <p>第2節 国民の防災活動の促進</p> <p>(略)</p> <p>2 防災知識の普及、訓練</p> <p>(1) 防災知識の普及</p> <p>(略)</p>
--	--

修正前

修正後

○国〔内閣府、厚生労働省、国土交通省等〕及び市町村（都道府県）は、防災（防災・減災への取組実施機関）と福祉（地域包括支援センター・ケアマネジャー）の連携により、高齢者に対する理解の促進を図るものとする。

(略)

○市町村（都道府県）は、国、関係公共機関等の協力を得つつ、風水害の発生危険箇所等について調査するなど防災アセスメントを行い、地域住民の適切な避難や防災活動に資する以下の施策を講じる。

・浸水想定区域、避難場所、避難路等水害に関する総合的な資料として、図面表示等を含む形で取りまとめたハザードマップ、防災マップ、風水害発生時の行動マニュアル等の作成を行い、住民等に配布するものとする。その際、河川近傍や浸水深の大きい区域については「早期の立退き避難が必要な区域」として明示するとともに、遅延のとする。また、決壊した場合の浸水区域に家庭や公共施設等が存在し、人的被害を与えるおそれのあるため池について、緊急連絡体制の整備等を推進するとともに、決壊した場合の影響度が大きいため池から、ハザードマップの作成・周知を図る。加えて、中小河川や雨水出水による浸水に対する浸水被害を防止するため、機関が連携しつつ作成・検討を行う。更に、地下街等における浸水被害を防ぐため、作成した洪水ハザードマップ等を地下街等の管理者へ提供する。

(略)

・高潮による危険箇所や、避難場所、避難路等高潮災害の防止に関する総合的な資料として図面表示等を含む形で取りまとめたハザードマップ、風水害発生時の行動マニュアル等の作成を行い、住民等に配布するものとする。

(新設)

(略)

・高潮による危険箇所を、避難場所、避難路等高潮災害の防止に関する総合的な資料として図面表示等を含む形で取りまとめたハザードマップや防災マップ、風水害発生時の行動マニュアル等の作成を行い、住民等に配布するものとする。

○国〔国土交通省、気象庁〕は、土砂災害の状況を住民が容易に理解できるよう、土砂災害警戒情報・土砂災害警戒判定メッシュ情報などの気象情報及び起こりうる災害等の現象の解説に努め、報道機関等の協力を得て、国民に正確な知識を普及するものとする。

○国〔内閣府、気象庁〕は、台風等による暴風時や竜巻等突風の発生時の状況を住民が容易に理解できるよう、暴雨警報や竜巻注意情報等の暴風や竜巻等突風に関する情報の解説に努める。国〔気象庁〕は、報道機関等の協力を得て、国民に正確な知識を普及するものとする。

(略)

○国〔内閣府、厚生労働省、国土交通省等〕及び市町村（都道府県）は、防災（防災・減災への取組実施機関）と福祉（地域包括支援センター・ケアマネジャー）の連携により、高齢者に対する理解の促進を図るものとする。

(略)

○市町村（都道府県）は、国、関係公共機関等の協力を得つつ、地域の水害・土砂災害リスクや災害時にるべき行動について普及啓発するとともに、風水害の発生危険箇所等について調査するなど防災アセスメントを行い、地域住民の適切な避難や防災活動に資する以下の施策を講じる。

・浸水想定区域、避難場所、避難路等水害に関する総合的な資料として、図面表示等を含む形で取りまとめたハザードマップ、防災マップ、風水害発生時の行動マニュアル等の作成を行い、住民等に配布するものとする。その際、河川近傍や浸水深の大きい区域については「早期の立退き避難が必要な区域」として明示するとともに、遅延のとする。また、決壊した場合の浸水区域に家庭や公共施設等が存在し、人的被害を与えるおそれのあるため池について、緊急連絡体制の整備等を推進するとともに、決壊した場合の影響度が大きいため池から、ハザードマップの作成・周知を図る。加えて、中小河川や雨水出水による浸水に対する浸水被害を防ぐため、機関が連携しつつ作成・検討を行う。更に、地下街等における浸水被害を防ぐため、作成した洪水ハザードマップ等を地下街等の管理者へ提供する。

(略)

・高潮による危険箇所や、避難場所、避難路等高潮災害の防止に関する総合的な資料として図面表示等を含む形で取りまとめたハザードマップ、風水害発生時の行動マニュアル等の作成を行い、住民等に配布するものとする。

・ハザードマップ等の配設又は回覧に際しては、居住する地域の災害リスクや住宅の条件等を考慮したうえでとるべき行動や適切な避難先を判断できるよう周知に努めるとともに、安全な場所にいる人まで避難場所に行く必要がないこと、避難先として安全部・知人宅等も選択肢としてあること、警戒レベル4で「危険な場所から全員避難」すべきこと等の避難に関する情報の意味の理解の促進に努めるものとする。

(略)

○国〔国土交通省、気象庁〕は、土砂災害の状況を住民が容易に理解できるよう、土砂災害警戒情報・大雨警報・大風警報〔土砂災害〕の危険度分布などの気象情報及び起こりうる土砂災害等の現象の解説に努め、報道機関等の協力を得て、国民に正確な知識を普及するものとする。

○国〔内閣府、気象庁〕は、台風等による暴風時や竜巻等突風の発生時の状況を住民が容易に理解できるよう、暴雨警報や竜巻注意情報等の暴風や竜巻等突風に関する情報の解説に努める。国〔気象庁〕は、報道機関等の協力を得て、国民に正確な知識を普及するものとする。

(略)

修正前	修正後
<p>3 国民の防災活動の環境整備</p> <p>(3) 企業防災の促進</p> <p>○第2編1章3節3項(3)「企業防災の促進」 (新設)</p>	<p>3 国民の防災活動の環境整備</p> <p>(3) 企業防災の促進</p> <p>○第2編1章3節3項(3)「企業防災の促進」 ○事業者は、豪雨や暴風などで屋外移動が危険な状況であるときに従業員等が屋外を移動することのないよう、テレワークの実施、時差出勤、計画的休業など不要不急の外出を控えさせたための適切な措置を講ずるよう努めるものとする。</p> <p>(略)</p>
<p>第4節 迅速かつ円滑な災害応急対策、災害復旧・復興への備え</p> <p>(略)</p> <p>1 災害発生直前対策関係</p> <p>(1) 警報等の発表及び伝達</p> <p>(略)</p> <p>○国【気象庁】は、気象特別警報、警報及び注意報については、警戒・注意の必要な市町村を明確にし、効果的な防災対応につながるよう、市町村ごとに発表するものとする。その際、災害の危険度が高まる地域を示す等、早期より警戒を呼びかける情報や、危険度やその切迫度を伝える洪水警報の危険度分布等の情報を分かりやすく提供することで、気象特別警報、警報及び注意報を適切に補足するものとする。</p> <p>(略)</p> <p>○国【気象庁】は、地方公共団体における迅速かつ適切な避難勧告等の発令及び避難誘導の判断並びに住民等の適切な避難行動に資するよう、警報等の伝達内容についてあらかじめ検討しておくとともに、警報等の利活用の推進及び改善に資するよう、利活用状況の把握に努めるものとする。</p> <p>(略)</p> <p>○市町村は、洪水等に対する住民の警戒避難体制として、洪水予報河川等及び水位周知下水道については、水位情報、堤防等の施設に係る情報、台風情報、洪水警報等により具体的な避難勧告等の発令基準を設定するものとする。それ以外の河川等についても、氾濫により居住者や地下空間、施設等の利用者に命の危険を及ぼすと判断したものについては、同様に具体的な避難勧告等の発令基準を策定することとする。また、避難勧告等の発令対象区域については、細分化しきりにあって居住者等にとって必要な区域を示して勧告したて、立退き避難が必要な場合には、命を脅かす洪水等の安全確保措置の区域を示して勧告したり、命を脅かす洪水等のおそれのある範囲をまとめて発令できるよう、発令範囲をあらかじめ具体的に設定するとともに、必要に応じて見直すよう努めるものとする。国【国土交通省、気象庁】及び都道府県は、市町村に対し、これらの基準及び範囲の設定及び見直しについて、必要な助言等を行うものとする。</p>	

	修正前	修正後
(略)	(略)	(略)
(3) 災害未然防止活動	(3) 災害未然防止活動	(3) 災害未然防止活動
(略)	(略)	(略)
○国〔海上保安庁〕は、走錨等に起因する事故の可能性がある海上施設周辺海域等において、監視体制の強化を図るとともに、必要に応じて、巡視船艇による指導、船舶交通の規制を行うものとする。	○国〔海上保安庁〕は、走錨等に起因する事故の可能性がある海上施設周辺海域等において、監視体制の強化を図るとともに、必要に応じて、巡視船艇による指導、船舶交通の規制を行いうるものとする。	○国〔海上保安庁〕は、走錨等に起因する事故の可能性がある海上施設周辺海域等において、監視船艇による指導、船舶交通の規制を行いうものとする。
(新設)	(新設)	(新設)
(略)	(略)	(略)
3 災害の拡大・二次災害の防止及び応急復旧活動関係	3 災害の拡大・二次災害の防止及び応急復旧活動関係	3 災害の拡大・二次災害の防止及び応急復旧活動関係
(略)	(略)	(略)
○国〔農林水産省、国土交通省〕及び地方公共団体は、浸水被害の拡大防止のため、移動式ポンプを保有するなど、緊急時に排水対策を行えるよう備えておくものとする。	○国〔農林水産省、国土交通省〕及び地方公共団体は、浸水被害の拡大防止のため、移動式ポンプを保有するなど、緊急時に排水対策を行えるよう備えておくものとする。	○国〔農林水産省、国土交通省〕及び地方公共団体は、浸水被害の拡大防止のため、移動式ポンプを保有するなど、緊急時に排水対策を行えるよう備えておくものとする。
(新設)	(新設)	(新設)
(略)	(略)	(略)
○国〔国土交通省〕及び地方公共団体は、土砂災害の発生、拡大の防止を図るために必要な資機材を備蓄するとともに、防止対策を実施するための体制の整備を図るものとする。	○国〔国土交通省〕及び地方公共団体は、土砂災害の発生、拡大の防止を図るために必要な資機材を備蓄するとともに、防止対策を実施するための体制の整備を図るものとする。	○国〔国土交通省〕及び地方公共団体は、土砂災害の発生、拡大の防止を図るために必要な資機材を備蓄するとともに、防止対策を実施するための体制の整備を図るものとする。
(新設)	(新設)	(新設)
(略)	(略)	(略)
○国〔内閣府、国土交通省〕は、地方公共団体が被災者に対してブルーシートの設置や住宅修理を行う事業者を迅速に紹介できるよう、環境整備を図るものとする。	○国〔内閣府、国土交通省〕は、地方公共団体が被災者に対してブルーシートの設置や住宅修理を行う事業者を迅速に紹介できるよう、環境整備を図るものとする。	○国〔内閣府、国土交通省〕は、地方公共団体が被災者に対してブルーシートの設置や住宅修理を行う事業者を迅速に紹介できるよう、環境整備を図るものとする。
(新設)	(新設)	(新設)
(略)	(略)	(略)
○国〔内閣府、防衛省〕は、地域の実情を踏まえ、市町村の判断により消防機関が、また有志により設置技術を有するNPO、ボランティア等が、支援が必要な被災者が優先して、ブルーシートの設置支援をし、さらに公益性や緊急性等から必要な場合は自衛隊も設置支援をすることとし、発災時にはそれぞれの役割分担を明確にし迅速に設置できるよう、環境整備を図るものとする。	○国〔内閣府、防衛省〕は、地域の実情を踏まえ、市町村の判断により消防機関が、また有志により設置技術を有するNPO、ボランティア等が、支援が必要な被災者が優先して、ブルーシートの設置支援をし、さらに公益性や緊急性等から必要な場合は自衛隊も設置支援をすることとし、発災時にはそれぞれの役割分担を明確にし迅速に設置できるよう、環境整備を図るものとする。	○国〔内閣府、防衛省〕は、地域の実情を踏まえ、市町村の判断により消防機関が、また有志により設置技術を有するNPO、ボランティア等が、支援が必要な被災者が優先して、ブルーシートの設置支援をし、さらに公益性や緊急性等から必要な場合は自衛隊も設置支援をすることとし、発災時にはそれぞれの役割分担を明確にし迅速に設置できるよう、環境整備を図るものとする。

(略)	第2章 災害応急対策	(略)	第2章 災害応急対策
(略)	第1節 災害発生直前の対策	(略)	第1節 災害発生直前の対策
(略)	1 風水害に関する警報等の伝達	(略)	1 風水害に関する警報等の伝達
(略)	○市町村、放送事業者等は、伝達を受けた警報等を市町村防災行政無線（戸別受信機を含む。以下本節中同じ。）等により、住民等への伝達に努めるものとする。なお、市町村は、大雨、暴風、高潮等の特別警報の伝達を受けた場合は、これを直ちに住民等に伝達するものとする。	(略)	○市町村、放送事業者等は、伝達を受けた警報等を市町村防災行政無線（戸別受信機を含む。以下本節中同じ。）等により、住民等への伝達に努めるものとする。なお、市町村は、大雨、暴風、高潮等の特別警報の伝達を受けた場合は、これを直ちに住民等に伝達するものとする。
(新設)	2 住民等の避難誘導	(略)	2 住民等の避難誘導
(略)	○市町村は、風水害の発生のおそれがある場合には、防災気象情報等を十分把握するとともに、河川管理者、水防団等と連携を図りながら、浸水想定区域や土砂災害警戒区域等の警戒活動を行う。その結果、危険と認められる場合には、住民に対して避難勧告等を発令するとともに、適切な避難誘導を実施するものとする。特に、台風による大雨発生など事前に予測が可能な場合においては、大雨発生が予測されてから災害のおそれがなくなるまで、住民に対して分かりやすく適切に状況を伝達することに努めるものとする。	(略)	○市町村は、風水害の発生のおそれがある場合には、防災気象情報等を十分把握するとともに、河川管理者、水防団等と連携を図りながら、浸水想定区域や土砂災害警戒区域等の警戒活動を行う。その結果、危険と認められる場合には、住民に対して避難勧告等を発令するとともに、適切な避難誘導を実施するものとする。特に、台風による大雨発生など事前に予測が可能な場合においては、大雨発生が予測されてから災害のおそれがなくなるまで、住民に対して分かりやすく適切に状況を伝達することに努めるものとする。
(略)	3 避難誘導に当たっては、市町村は、指定緊急避難場所、避難路、浸水区域、土砂災害危険箇所等の存在、災害の概要その他避難に資する情報の提供に努めるものとする。	(略)	3 避難誘導に当たっては、市町村は、指定緊急避難場所、避難路、浸水区域、土砂災害危険箇所等の存在、災害の概要その他避難に資する情報の提供に努めるものとする。
(略)	4 第2節 発災直後の情報の収集・連絡及び活動体制の確立	(略)	4 第2節 発災直後の情報の収集・連絡及び活動体制の確立
(略)	5 国における活動体制	(略)	5 国における活動体制
(略)	(2) 関係省庁災害対策会議の開催等	(略)	(2) 営業参集チームの参集
(略)	○第2編2章2節6項(2)「関係省庁災害対策会議の開催等」	(略)	○第2編2章2節6項(2)「緊急参集チームの参集」
(略)	(3) 緊急参集チームの参集及び関係閣僚協議の実施	(略)	(3) 職員の派遣
(新設)	○第2編2章2節6項(3)「緊急参集チームの参集及び関係閣僚協議の実施」	(略)	○第2編2章2節6項(3)「職員の派遣」
(略)	(4) 各種会議等の開催等	(略)	(4) 各種会議等の開催等

修正前	修正後
<p>(新設)</p> <p>(4) 非常災害対策本部の設置と活動体制 ○第2編2章2節6項(4)「非常災害対策本部の設置と活動体制」</p> <p>(5) 緊急災害対策本部の設置と活動体制 ○第2編2章2節6項(5)「緊急災害対策本部の設置と活動体制」</p> <p>(6) 災害緊急事態の報告及び緊急災害対策本部の設置等 ○第2編2章2節6項(6)「災害緊急事態の報告及び緊急災害対策本部の設置等」</p> <p>(7) 非常本部等の調査団等の派遣、現地対策本部の設置 ○第2編2章2節6項(7)「非常本部等の調査団等の派遣、現地対策本部等の設置」</p> <p>(新設)</p> <p>(8) 自衛隊の災害派遣 ○第2編2章2節6項(8)「自衛隊の災害派遣」</p> <p>(略)</p> <p>第3節 災害の拡大・二次災害・複合災害の防止及び応急復旧活動</p> <p>1 災害の拡大防止と二次災害の防止活動 (略)</p> <p>(2) 土砂災害の発生、拡大防止 (略)</p> <p>○国〔国土交通省、農林水産省〕及び地方公共団体は、土砂災害の発生・拡大の防止・軽減を図るため、専門技術者等を活用して、<u>土砂災害危険箇所等</u>の点検を行うものとする。その結果、危険性が高いと判断された箇所については関係機関や住民に周知を図り、適切な警戒避難体制の整備等の応急対策を行うものとする。</p> <p>(略)</p>	<p>○第2編2章2節6項(4)「各種会議等の開催等」</p> <p>(5) 非常災害対策本部の設置と活動体制 ○第2編2章2節6項(5)「非常災害対策本部の設置と活動体制」</p> <p>(6) 緊急災害対策本部の設置と活動体制 ○第2編2章2節6項(6)「緊急災害対策本部の設置と活動体制」</p> <p>(7) 災害緊急事態の報告及び緊急災害対策本部の設置等 ○第2編2章2節6項(7)「災害緊急事態の報告及び緊急災害対策本部の設置等」</p> <p>(8) 非常本部等の調査団等の派遣、現地対策本部の設置 ○第2編2章2節6項(8)「非常本部等の調査団等の派遣、現地対策本部の設置」</p> <p>(9) 被災者生活・生業再建支援チームの開催 ○第2編2章2節6項(9)「被災者生活・生業再建支援チームの開催」</p> <p>(10) 自衛隊の災害派遣 ○第2編2章2節6項(10)「自衛隊の災害派遣」</p> <p>(略)</p> <p>第3節 災害の拡大・二次災害・複合災害の防止及び応急復旧活動</p> <p>1 災害の拡大防止と二次災害の防止活動 (略)</p> <p>(2) 土砂災害の発生、拡大防止 (略)</p> <p>○国〔国土交通省、農林水産省〕及び地方公共団体は、土砂災害の発生・拡大の防止・軽減を図るため、専門技術者等を活用して、<u>土砂災害危険箇所等</u>の点検を行うものとする。その結果、危険性が高いと判断された箇所については関係機関や住民に周知を図り、適切な警戒避難体制の整備等の応急対策を行うものとする。</p> <p>(略)</p>

第6編 火山災害対策編

修正前	修正後
<p>第6編 火山災害対策編 (略)</p> <p>第2章 災害応急対策 (略)</p> <p>第2節 発災直後の情報の収集・連絡及び活動体制の確立 (略)</p> <p>5 国における活動体制 (略)</p> <p>(2) 関係省庁災害対策会議の開催等 ○第2編2章2節6項(2)「関係省庁災害対策会議の開催等」</p> <p>(3) 緊急参集チームの参集及び関係閣僚協議の実施 ○第2編2章2節6項(3)「緊急参集チームの参集及び関係閣僚協議の実施」 (新設)</p> <p>(4) 非常災害対策本部の設置と活動体制 ○第2編2章2節6項(4)「非常災害対策本部の設置と活動体制」</p> <p>(5) 緊急災害対策本部の設置と活動体制 ○第2編2章2節6項(5)「緊急災害対策本部の設置と活動体制」</p> <p>(6) 災害緊急事態の布告及び緊急災害対策本部の設置等 ○第2編2章2節6項(6)「災害緊急事態の布告及び緊急災害対策本部の設置等」</p> <p>(7) 非常本部等の調査団等の派遣、現地対策本部の設置 ○第2編2章2節6項(7)「非常本部等の調査団等の派遣、現地対策本部の設置」 (新設)</p> <p>(8) 自衛隊の災害派遣 ○第2編2章2節6項(8)「自衛隊の災害派遣」 (略)</p>	<p>第6編 火山災害対策編 (略)</p> <p>第2章 災害応急対策 (略)</p> <p>第2節 発災直後の情報の収集・連絡及び活動体制の確立 (略)</p> <p>5 国における活動体制 (略)</p> <p>(2) 緊急参集チームの参集 ○第2編2章2節6項(2)「緊急参集チームの参集」</p> <p>(3) 職員の派遣 ○第2編2章2節6項(3)「職員の派遣」</p> <p>(4) 各種会議等の開催等 ○第2編2章2節6項(4)「各種会議等の開催等」</p> <p>(5) 非常災害対策本部の設置と活動体制 ○第2編2章2節6項(5)「非常災害対策本部の設置と活動体制」</p> <p>(6) 緊急災害対策本部の設置と活動体制 ○第2編2章2節6項(6)「緊急災害対策本部の設置と活動体制」</p> <p>(7) 災害緊急事態の布告及び緊急災害対策本部の設置等 ○第2編2章2節6項(7)「災害緊急事態の布告及び緊急災害対策本部の設置等」</p> <p>(8) 非常本部等の調査団等の派遣、現地対策本部の設置 ○第2編2章2節6項(8)「非常本部等の調査団等の派遣、現地対策本部の設置」</p> <p>(9) 被災者生活・生業再建支援チームの開催 ○第2編2章2節6項(9)「被災者生活・生業再建支援チームの開催」</p> <p>(10) 自衛隊の災害派遣 ○第2編2章2節6項(10)「自衛隊の災害派遣」 (略)</p>

第7編 雪害対策編

修正前

修正後

第7編 雪害対策編

第1章 災害予防

第1節 雪害に強い国づくり、まちづくり

(略)

2 雪害に強い国づくり

(1) 雪害に強いまちの形成

(略)

○国土交通省、総務省及び地方公共団体は、消流雪用水の確保、除・排雪機能の高い河川・溪流等の整備、積雪の排除のための機能を付した下水道整備等を進めるとともに、通信ケーブル・CATVケーブルの地中化など通信機能を確保しうるような施設を講じることにより、雪害に強いまちづくりを行うものとする。
(新設)

(略)

第3節 雪害及び雪害対策に関する研究及び観測等の推進

(略)

(3) 社会学的研究等の推進

(略)

○国土交通省は、冬期の道路交通を確保するため、ICT等の新技术活用に向けて検討を進めるものとする。
(略)

第2章 災害応急対策

(略)

第2節 発災直後の情報の収集・連絡及び活動体制の確立

(略)

5 国における活動体制

(略)

(2) 関係省庁災害対策会議の開催等

○第2編2章2節6項(2)「関係省庁災害対策会議の開催等」

(3) 緊急参集チームの参集及び関係閣僚協議の実施

(新設)

○第2編2章2節6項(3)「緊急参集チームの参集及び関係閣僚協議の実施」

(新設)

(4) 非常災害対策本部の設置と活動体制

○第2編2章2節6項(4)「非常災害対策本部の設置と活動体制」

(5) 緊急災害対策本部の設置と活動体制

(6) 緊急災害対策本部の設置と活動体制

第7編 雪害対策編

第1章 災害予防

第1節 雪害に強い国づくり、まちづくり

(略)

2 雪害に強い国づくり

(1) 雪害に強いまちの形成

(略)

○國〔国土交通省、総務省〕及び地方公共団体は、消流雪用水の確保、除・排雪機能の高い河川・溪流等の整備、積雪の排除のための機能を付した下水道整備等を進めるとともに、通信ケーブル・CATVケーブルの地中化など通信機能を確保しうるような施策を講じることにより、雪害に強いまちづくりを行うものとする。
○都道府県、電気事業者及び電気通信事業者は、倒木等により電力供給網、通信網に支障が生じることへの対策として、地域性を踏まえつつ、事前伐採等による予防保全や災害時の復旧作業の迅速化に向けた、相互の連携の拡大に努めるものとする。
お、事前伐採等の実施に当たっては、市町村との協力に努めるものとする。

(略)

第3節 雪害及び雪害対策に関する研究及び観測等の推進

(略)

(3) 社会学的研究等の推進

(略)

○國〔国土交通省〕及び高速道路事業者は、冬期の道路交通を確保するため、ICT等の新技术活用に向けて検討を進めるものとする。
(略)

第2章 災害応急対策

(略)

第2節 発災直後の情報の収集・連絡及び活動体制の確立

(略)

5 国における活動体制

(略)

(2) 緊急参集チームの参集

○第2編2章2節6項(2)「緊急参集チームの参集」

(3) 職員の派遣

○第2編2章2節6項(3)「職員の派遣」

(4) 各種会議等の開催等

(新設)

○第2編2章2節6項(4)「各種会議等の開催等」

(5) 非常災害対策本部の設置と活動体制

○第2編2章2節6項(5)「非常災害対策本部の設置と活動体制」

(6) 緊急災害対策本部の設置と活動体制

第7編 雪害対策編

修正前	修正後
<p>○第2編2章2節6項(5)「緊急災害対策本部の設置と活動体制」</p> <p>(6) 災害緊急事態の布告及び緊急災害対策本部の設置等</p> <p>○第2編2章2節6項(6)「災害緊急事態の布告及び緊急災害対策本部の設置等」</p> <p>(7) 非常本部等の調査団等の派遣，現地対策本部等の設置</p> <p>○第2編2章2節6項(7)「非常本部等の調査団等の派遣，現地対策本部の設置」 (新設)</p> <p>(8) 自衛隊の災害派遣</p> <p>○第2編2章2節6項(8)「自衛隊の災害派遣」 (略)</p>	<p>○第2編2章2節6項(6)「緊急災害対策本部の設置と活動体制」</p> <p>(7) 災害緊急事態の布告及び緊急災害対策本部の設置等</p> <p>○第2編2章2節6項(7)「災害緊急事態の布告及び緊急災害対策本部の設置等」</p> <p>(8) 非常本部等の調査団等の派遣，現地対策本部の設置</p> <p>○第2編2章2節6項(8)「非常本部等の調査団等の派遣，現地対策本部の設置」</p> <p>(9) 被災者生活・生業再建支援チームの開催</p> <p>○第2編2章2節6項(9)「被災者生活・生業再建支援チームの開催」</p> <p>(10) 自衛隊の災害派遣</p> <p>○第2編2章2節6項(10)「自衛隊の災害派遣」 (略)</p>

第8編 海上災害対策編

第8編 海上災害対策編 (略)	修正前	修正後
<p>第2章 災害応急対策</p> <p>第1節 発災直後情報の収集・連絡及び活動体制の確立</p> <p>(略)</p> <p>6 国における活動体制</p> <p>(略)</p> <p>(2) 関係省庁災害対策会議の開催等</p> <p>○第2編2章2節6項(2)「関係省庁災害対策会議の開催等」</p> <p>(3) 警戒本部の設置等</p> <p>(略)</p> <p>○連絡調整本部及びその事務局の設置場所は、原則として管区海上保安本部内とする。</p> <p>(4) 緊急参集チームの参集及び関係閣僚協議の実施</p> <p>○第2編2章2節6項(3)「緊急参集チームの参集及び関係閣僚協議の実施」</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(5) 非常災害対策本部の設置と活動体制</p> <p>○第2編2章2節6項(4)「非常災害対策本部の設置と活動体制」</p> <p>(6) 非常災害対策本部の調査団等の派遣、現地対策本部の設置</p> <p>○第2編2章2節6項(7)「非常本部等の調査団等の派遣、現地対策本部の設置」</p> <p>(7) 自衛隊の災害派遣</p> <p>○第2編2章2節6項(8)「自衛隊の災害派遣」</p> <p>(略)</p>	<p>第8編 海上災害対策編 (略)</p> <p>第2章 災害応急対策</p> <p>第1節 発災直後情報の収集・連絡及び活動体制の確立</p> <p>(略)</p> <p>6 国における活動体制</p> <p>(略)</p> <p>(2) 緊急参集チームの参集</p> <p>○第2編2章2節6項(2)「緊急参集チームの参集」</p> <p>(3) 警戒本部の設置等</p> <p>(略)</p> <p>○連絡調整本部及びその事務局の設置場所は、原則として管区海上保安本部内とする。</p> <p>(4) 職員の派遣</p> <p>○第2編2章2節6項(3)「職員の派遣」</p> <p>(5) 各種会議等の開催等</p> <p>○第2編2章2節6項(4)「各種会議等の開催等」</p> <p>(6) 非常災害対策本部の設置と活動体制</p> <p>○第2編2章2節6項(5)「非常災害対策本部の設置と活動体制」</p> <p>(7) 非常災害対策本部の調査団等の派遣、現地対策本部の設置</p> <p>○第2編2章2節6項(8)「非常本部等の調査団等の派遣、現地対策本部の設置」</p> <p>(8) 自衛隊の災害派遣</p> <p>○第2編2章2節6項(10)「自衛隊の災害派遣」</p> <p>(略)</p>	

第9編 航空災害対策編

修正前	修正後
<p>第9編 航空災害対策編</p> <p>第1章 災害予防</p> <p>(略) 迅速かつ円滑な災害応急対策、災害復旧への備え</p> <p>(略)</p> <p>第6節 災害直後の情報の収集・連絡及び活動体制の確立</p> <p>(略)</p> <p>6. 国における活動体制</p> <p>(略)</p> <p>(2) 関係省庁災害対策会議の開催等</p> <p>○第2編2章2節6項(2)「関係省庁災害対策会議の開催等」</p> <p>(略)</p> <p>(3) 緊急参集チームの参集及び関係閣僚協議の実施</p> <p>○第2編2章2節6項(3)「緊急参集チームの参集及び関係閣僚協議の実施」</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(4) 非常災害対策本部の設置と活動体制</p> <p>○第2編2章2節6項(4)「非常災害対策本部の設置と活動体制」</p> <p>(5) 非常災害対策本部の調査団等の派遣、現地対策本部の設置</p> <p>○第2編2章2節6項(5)「非常災害対策本部の調査団等の派遣、現地対策本部の設置」</p> <p>(6) 自衛隊の災害派遣</p> <p>○第2編2章2節6項(6)「自衛隊の災害派遣」</p> <p>(略)</p>	<p>第9編 航空災害対策編</p> <p>第1章 災害予防</p> <p>(略) 迅速かつ円滑な災害応急対策、災害復旧への備え</p> <p>(略)</p> <p>○国、地方公共団体等は、燃料、発電機、建設機械等の応急・復旧活動時に有用な資機材、地域内の備蓄量、公的機関・供給事業者等の保有量を把握した上で、不足が懸念される場合には、関係機関や民間事業者との連携に努めるものとする。</p> <p>(略)</p> <p>第2章 災害応急対策</p> <p>第1節 発災直後の情報の収集・連絡及び活動体制の確立</p> <p>(略)</p> <p>6. 国における活動体制</p> <p>(略)</p> <p>(2) 緊急参集チームの参集</p> <p>○第2編2章2節6項(2)「緊急参集チームの参集」</p> <p>(略)</p> <p>(3) 職員の派遣</p> <p>○第2編2章2節6項(3)「職員の派遣」</p> <p>(4) 各種会議等の開催等</p> <p>○第2編2章2節6項(4)「各種会議等の開催等」</p> <p>(5) 非常災害対策本部の設置と活動体制</p> <p>○第2編2章2節6項(5)「非常災害対策本部の設置と活動体制」</p> <p>(6) 非常災害対策本部の調査団等の派遣、現地対策本部の設置</p> <p>○第2編2章2節6項(6)「非常災害対策本部の調査団等の派遣、現地対策本部の設置」</p> <p>(7) 自衛隊の災害派遣</p> <p>○第2編2章2節6項(7)「自衛隊の災害派遣」</p> <p>(略)</p>

第10編 鉄道災害対策編

修正前	修正後
第10編 鉄道災害対策編 (略)	第10編 鉄道災害対策編 (略)
第2章 災害応急対策 第1節 発災直後の情報の収集・連絡及び活動体制の確立 (略)	第2章 災害応急対策 第1節 発災直後の情報の収集・連絡及び活動体制の確立 (略)
6 國における活動体制 (略)	6 國における活動体制 (略)
(2) 関係省庁災害対策会議の開催等 ○第2編2章2節6項(2)「関係省庁災害対策会議の開催等」 (略)	(2) 緊急参集チームの参集 ○第2編2章2節6項(2)「緊急参集チームの参集」 (略)
(3) 緊急参集チームの参集及び関係閣僚協議の実施 ○第2編2章2節6項(3)「緊急参集チームの参集及び関係閣僚協議の実施」 (新設)	(3) 職員の派遣 ○第2編2章2節6項(3)「職員の派遣」 (4) 各種会議等の開催等 ○第2編2章2節6項(4)「各種会議等の開催等」
(4) 非常災害対策本部の設置と活動体制 ○第2編2章2節6項(4)「非常災害対策本部の設置と活動体制」	(5) 非常災害対策本部の設置と活動体制 ○第2編2章2節6項(5)「非常災害対策本部の設置と活動体制」
(5) 非常災害対策本部の調査団等の派遣、現地対策本部の設置 ○第2編2章2節6項(5)「非常災害対策本部の調査団等の派遣、現地対策本部の設置」	(6) 非常災害対策本部の調査団等の派遣、現地対策本部の設置 ○第2編2章2節6項(6)「非常災害対策本部の調査団等の派遣、現地対策本部の設置」
(6) 自衛隊の災害派遣 ○第2編2章2節6項(6)「自衛隊の災害派遣」 (略)	(7) 自衛隊の災害派遣 ○第2編2章2節6項(7)「自衛隊の災害派遣」 (略)
(8) 「自衛隊の災害派遣」 (略)	(8) 「自衛隊の災害派遣」 (略)

第11編 道路災害対策編

修正前	修正後
第11編 道路災害対策編 (略)	第11編 道路災害対策編 (略)
第2章 災害応急対策 第1節 発災直後の情報の収集・連絡及び活動体制の確立 (略)	第2章 災害応急対策 第1節 発災直後の情報の収集・連絡及び活動体制の確立 (略)
6 国における活動体制 (略)	6 国における活動体制 (略)
(2) 関係省庁対策会議の開催等 ○第2編2章2節6項(2)「 <u>関係省庁災害対策会議の開催等</u> 」 (略)	(2) <u>緊急参集チームの参集</u> ○第2編2章2節6項(2)「 <u>緊急参集チームの参集</u> 」 (略)
(3) <u>緊急参集チームの参集及び関係閣僚協議の実施</u> ○第2編2章2節6項(3)「 <u>緊急参集チームの参集及び関係閣僚協議の実施</u> 」 (新設) (新設)	(3) <u>職員の派遣</u> ○第2編2章2節6項(3)「 <u>職員の派遣</u> 」 (4) <u>各種会議等の開催等</u> ○第2編2章2節6項(4)「 <u>各種会議等の開催等</u> 」 (5) <u>非常災害対策本部の設置と活動体制</u> ○第2編2章2節6項(5)「 <u>非常災害対策本部の設置と活動体制</u> 」 (6) <u>非常災害対策本部の調査団等の派遣、現地対策本部の設置</u> ○第2編2章2節6項(6)「 <u>非常災害対策本部の調査団等の派遣、現地対策本部の設置</u> 」 (7) <u>自衛隊の災害派遣</u> ○第2編2章2節6項(7)「 <u>非常災害対策本部の設置、現地対策本部の設置</u> 」 (8) <u>自衛隊の災害派遣</u> ○第2編2章2節6項(8)「 <u>自衛隊の災害派遣</u> 」 (略)

修正前

	第12編 原子力災害対策編	修正後
第1章 災害予防	第1章 災害予防	第1章 灾害予防
第1節 施設等の安全性の確保	第1節 施設等の安全性の確保	第1節 施設等の安全性の確保
(略)	(略)	(略)
○国「原子力規制委員会」は、原子力保安検査官を原子力事業所の所在地に配置し、原子力事業所の運転状況、設備の保全状況、保安規定の遵守状況等について、巡視、検査等を行わせ、緊急事態対策監をして、原子力事業所における災害の防止に関する事務を総括整理させるものとする。	○国「原子力規制委員会」は、 <u>原子力運転検査官</u> を原子力事業所の所在地に配置し、原子力事業所の運転状況、設備の保全状況、保安規定の遵守状況等について、巡視、検査等を行わせ、緊急事態対策監をして、原子力事業所における災害の防止に関する事務を総括整理させるものとする。	○国「原子力規制委員会」は、 <u>原子力運転検査官</u> を原子力事業所の所在地に配置し、原子力事業所の運転状況、設備の保全状況、保安規定の遵守状況等について、巡視、検査等を行わせ、緊急事態対策監をして、原子力事業所における災害の防止に関する事務を総括整理させるものとする。
(略)	(略)	(略)
第5節 迅速かつ円滑な災害応急対策、災害復旧への備え	第5節 迅速かつ円滑な災害応急対策、災害復旧への備え	第5節 迅速かつ円滑な災害応急対策、災害復旧への備え
(略)	(略)	(略)
○国、地方公共団体等は、燃料、発電機、建設機械等の応急・復旧活動時に有用な資機材、地域内の備蓄量、公的機関・供給事業者等の保有量を把握した上で、不足が懸念される場合には、関係機関や民間事業者との連携に努めるものとする。	○国、地方公共団体等は、燃料、発電機、建設機械等の応急・復旧活動時に有用な資機材、地域内の備蓄量、公的機関・供給事業者等の保有量を把握した上で、不足が懸念される場合には、関係機関や民間事業者との連携に努めるものとする。	○国、地方公共団体等は、燃料、発電機、建設機械等の応急・復旧活動時に有用な資機材、地域内の備蓄量、公的機関・供給事業者等の保有量を把握した上で、不足が懸念される場合には、関係機関や民間事業者との連携に努めるものとする。
1 情報の収集・連絡及び応急体制の整備関係	1 情報の収集・連絡及び応急体制の整備関係	1 情報の収集・連絡及び応急体制の整備関係
(略)	(略)	(略)
(10) 緊急時モニタリング体制の整備	(10) 緊急時モニタリング体制の整備	(10) 緊急時モニタリング体制の整備
○緊急時モニタリングについては、原子力規制委員会の統括の下、 <u>原子力規制委員会</u> 、 <u>警察庁</u> 、 <u>地方公共団体</u> 、 <u>原子力事業者等</u> が実施するものとする。なお、上記以外の関係省庁（海上保安庁）はその支援を行うものとする。	○緊急時モニタリングについては、原子力規制委員会の統括の下、 <u>原子力規制委員会</u> 、 <u>警察庁</u> 、 <u>地方公共団体</u> 、 <u>原子力事業者等</u> が実施するものとする。なお、上記以外の関係省庁（海上保安庁）はその支援を行うものとする。	○緊急時モニタリングについては、原子力規制委員会の統括の下、 <u>原子力規制委員会</u> 、 <u>警察庁</u> 、 <u>地方公共団体</u> 、 <u>原子力事業者等</u> が実施するものとする。なお、上記以外の関係省庁（海上保安庁）はその支援を行うものとする。
(略)	(略)	(略)
(1) 緊急時モニタリング結果等について、自然災害等により情報が途絶する組みの整備、その維持管理を行うとともに、対策拠点施設への接続等必要な措置を講ずるものとする。	(1) 緊急時モニタリング結果等について、自然災害等により情報が途絶する組みの整備、その維持管理を行うとともに、対策拠点施設への接続等必要な措置を講ずるものとする。	(1) 緊急時モニタリング結果等について、自然災害等により情報が途絶する組みの整備、その維持管理を行うとともに、対策拠点施設への接続等必要な措置を講ずるものとする。
(略)	(略)	(略)
○国「原子力規制委員会等」は、モニタリング結果等について、自然災害等により情報が途絶する組みの整備、その維持管理を行うとともに、対策拠点施設への接続等必要な措置を講ずるものとする。	○国「原子力規制委員会等」は、モニタリング結果等について、自然災害等により情報が途絶する組みの整備、その維持管理を行うとともに、対策拠点施設への接続等必要な措置を講ずるものとする。	○国「原子力規制委員会等」は、モニタリング結果等について、自然災害等により情報が途絶する組みの整備、その維持管理を行うとともに、対策拠点施設への接続等必要な措置を講ずるものとする。
(略)	(略)	(略)
4 救助・救急、医療、安定ヨウ素剤の服用及び消防活動関係	4 救助・救急、医療、安定ヨウ素剤の服用及び消防活動関係	4 救助・救急、医療、安定ヨウ素剤の服用及び消防活動関係
(略)	(略)	(略)
(3) 安定ヨウ素剤の予防服用関係	(3) 安定ヨウ素剤の配布及び服用関係	(3) 安定ヨウ素剤の配布及び服用関係
○地方公共団体は、国「原子力規制委員会」の判断を踏まえ、速やかに安定ヨウ素剤を服用できるよう、事前配布の実施、避難経路近傍等における備蓄、緊急時の配布手段の準備などの必要な措置を講じるものとする。	○地方公共団体は、国「原子力規制委員会」の判断を参考に、事前配布の実施、避難経路等における備蓄、緊急時の配布手段の準備などの必要な措置を講じるものとする。	○地方公共団体は、国「原子力規制委員会」の判断を参考に、事前配布の実施、避難経路等における備蓄、緊急時の配布手段の準備などの必要な措置を講じるものとする。
○地方公共団体は、UPZにおいても、PAZと同様に予防的な避難を行う可能性のある地域など、緊急時に安定ヨウ素剤を配布することが困難と想定される地域に関しては、自らの判断で、平時に事前配布を行うことができるものとする。	○地方公共団体は、UPZにおいても、PAZと同様に予防的な避難を行う可能性のある地域など、緊急時に安定ヨウ素剤を配布することが困難と想定される地域に関しては、自らの判断で、平時に事前配布を行うことができるものとする。	○地方公共団体は、UPZにおいても、PAZと同様に予防的な避難を行う可能性のある地域など、緊急時に安定ヨウ素剤を配布することが困難と想定される地域に関しては、自らの判断で、平時に事前配布を行うことができるものとする。
(略)	(略)	(略)
8 防災関係機関等の防災訓練等の実施	8 防災関係機関等の防災訓練等の実施	8 防災関係機関等の防災訓練等の実施
(1) 訓練計画の策定	(1) 訓練計画の策定	(1) 訓練計画の策定
(略)	(略)	(略)

○国「原子力規制委員会」は、原子力事業者が策定する訓練計画について指導を行うとともに、必要に応じ訓練に立ち合い、実施状況を確認するものとする。

(略)

第2章 災害応急対策

第1節 発災直後の情報の収集・連絡、緊急連絡体制及び活動体制の確立

(略)

2 整成事態発生時の連絡等

(略)

(略)

(略)

○原子力規制委員会・内閣府原子力事故合同警戒本部は、PAZ内の地方公共団体に対し、連絡体制の確立等の必要な体制をとるよう要請する。また、原子力事業所の被害状況に応じて、施設敷地緊急事態要避難者（避難行動に通常以上の時間を要し、かつ、避難により健康リスクが高まらない要配慮者）並びに安定ヨウ素剤を事前配布されていらない者及び安定ヨウ素剤の服用が不適切な者のうち施設敷地緊急事態において早期の避難等の防護措置の実施が必要な者をいう。以下同じ。）の避難先、輸送手段の確保等）を要請するものとする。その際併せて、気象情報を提供するものとする。

○国「原子力規制委員会」、地方公共団体、原子力事業者及び指定公共機関〔国立研究開発法人量子科学技術研究開発機構、国立研究開発法人日本原子力研究開発機構〕は、緊急時モニタリングセンターの立上げ準備やモニタリングボストの監視強化等緊急時モニタリングの準備を行うものとする。

(略)

3 施設敷地緊急事態発生情報等の連絡

(1) 施設敷地緊急事態発生情報等の連絡

(略)

(略)

○地方公共団体は、通報がない状態において地方公共団体が設置しているモニタリングボストにおいて施設敷地緊急事態発生の通報を行うべき数値の検出を行った場合、原子力防災専門官及び上席放射線防災専門官に連絡をするものとする。連絡を受けた原子力防災専門官は、直ちに原子力保安検査官と連携を図りつつ、原子力事業者に施設の状況の確認を行うよう指示し、その結果を国「原子力規制委員会」及び関係地方公共団体に連絡するものとする。

(略)

○国「原子力規制委員会」、内閣府は、内閣府副大臣（又は内閣府大臣政務官）及び内閣府大臣官房審議官又はその代理の職員を対策拠点施設に、原子力規制庁長官が指定する原子力規制庁の職員に加え、必要に応じ、原子力規制委員会委員を原子力施設事態即応センター（原子力事業者本店等）に派遣するものとする。

(新設)

○国「内閣府、原子力規制委員会」は、原子力事業者が策定する訓練計画について指導を行うとともに、必要に応じ訓練に立ち合い、実施状況を確認するものとする。

(略)

第2章 災害応急対策

第1節 発災直後の情報の収集・連絡、緊急連絡体制及び活動体制の確立

(略)

2 整成事態発生時の連絡等

(略)

(略)	(略)	(略)
○原子力規制委員会・内閣府原子力事故合同対策本部は、原子力規制委員会・内閣府原子力事故合同警戒本部及び関係地方公共団体が相互に協力して作成した施設敷地緊急事態要避難者の数や避難者の方針等を含む施設敷地緊急事態における防護措置の実施方針について確認を行った後、関係地方公共団体や原子力規制委員会・内閣府原子力事故合同現地対策本部等の間で認識の共有を図るものとする。	○関係地方公共団体が施設敷地緊急事態における防護措置を実施するに当たり、次の事項について、原子力規制委員会・内閣府原子力事故合同警戒本部等において、要請内容の判断のため関係地方公共団体等より事前の状況把握等を行うとともに、要請後ににおいても、原子力規制委員会・内閣府原子力事故合同対策本部と関係地方公共団体等は、防護措置の実施状況等の共有を図るなど、国と関係地方公共団体はそれぞれが実施する対策について相互に協力するものとする。 ・施設敷地緊急事態要避難者の数及び内訳並びに避難の方針 ・避難ルート、避難先の概要 ・移動手段の確保見込み ・その他必要な事項	○原子力規制委員会及び原子力事業者は、施設敷地緊急事態が発生した場合、直ちに官邸〔内閣官房〕、緊急時対応センター（原子力規制庁）、対策拠点施設、原子力施設事態即応センター（原子力事業者本店等）、緊急時対策所及び関係指定公共機関、自然災害に対応する非常本部等が設置されている場合には該本部を結ぶテレビ会議システムを通じた各拠点間の連絡体制を確認するものとする。 (略)
4 全面緊急事態における連絡等（原子力緊急事態宣言後の応急対策活動情報、被害情報等の連絡）	○関係地方公共団体が全面緊急事態における防護措置を実施するに当たり、次の事項について、原子力規制委員会・内閣府原子力事故合同対策本部等において、指示内容の判断のため関係地方公共団体等より事前の状況把握等を行うとともに、指示後ににおいても、原子力災害合同対策協議会等において防護措置の実施状況等の共有を図るなど、国と関係地方公共団体はそれぞれが実施する対策について相互に協力するものとする。 ・PAZ内の避難者の数及び避難の方針 ・UPZ内の屋内退避の対象者の数と屋内退避の方針 ・避難ルート、避難先の概要 ・移動手段の確保見込み ・その他必要な事項	(略)
(略)	○原子力災害合同対策協議会は、原子力規制委員会・内閣府原子力事故合同対策本部、原子力規制委員会・内閣府原子力事故合同現地対策本部及び関係地方公共団体が相互に協力して作成したPAZ・UPZ内の避難者の数や避難の方針等を含む全面緊急事態における防護措置の実施方針について確認を行った後、関係地方公共団体や原子力災害対策本部等の間で認識の共有を図るものとする。	5 施設敷地緊急事態発生及び全面緊急事態発生後における情報収集活動 (1) 緊急時モニタリング ○国〔原子力規制委員会〕は、地方公共団体の協力を得て、緊急時モニタリングセンターを立ち上げ、緊急時モニタリングを開始するとともに、必要な動員の指示を行うものとする。 (略)
5 施設敷地緊急事態発生及び全面緊急事態発生後における情報収集活動 (1) 緊急時モニタリング ○国〔原子力規制委員会〕は、地方公共団体の協力を得て、緊急時モニタリングセンターを立ち上げ、緊急時モニタリングを開始するとともに、必要な動員の指示を行うものとする。	(略)	(1) 緊急時モニタリング ○国〔原子力規制委員会〕は、地方公共団体の協力を得て、緊急時モニタリングセンターを立ち上げ、緊急時モニタリングを開始するとともに、必要な動員の指示を行うものとする。

修正前

修正後

○国〔原子力規制委員会〕は、原子力災害対策指針及び初動段階の緊急時モニタリングの結果及び緊急時モニタリングセンターからの意見等に基づき緊急時モニタリング実施計画を適宜改訂するものとする。

○原子力災害対策本部は、原子力緊急事態宣言後、緊急時モニタリングセンターや関係機関に対して必要な指示及び要請を行うとともに、地方公共団体が行う緊急時モニタリングに対して、要請に基づき必要な支援を行うものとする。また、原子力災害対策本部は、初動対応後、必要に応じ、関係省庁、関係地方公共団体、原子力事業者等が緊急時モニタリングの実施及び支援に開して調整するものとする。

(略)

○原子力事業者は、施設敷地緊急事態発生の通報を行った後ににおいても、敷地境界における放射線量の測定等を継続的に実施し、施設からの放射性物質等の放出状況及び放出見通し等の情報を原子力規制委員会（全面緊急事態）に定期的に共有するものとする。

(略)

○原子力規制委員会（全面緊急事態においては原子力災害対策本部）は、緊急時モニタリングセンターや関係省庁の支援を得てとりまとめ、官邸〔内閣官房〕、指定行政機関及び関係地方公共団体に連絡するものとする。

○原子力規制委員会（全面緊急事態においては原子力災害対策本部）は、緊急時モニタリングの結果に対する総合的な評価を行い、記者会見等において公表するとともにホームページ等において公開するものとする。緊急時モニタリングセンターや関係省庁、関係地方公共団体、指定地方公共機関、原子力事業者等は、緊急時モニタリングの結果及びその総合的な評価を共有するものとする。

○原子力規制委員会（全面緊急事態においては原子力災害対策本部）は、外務省等から、外務省を通じ、又は直接モニタリング結果等の提供を受けた場合、速やかに、関係省庁と共有するとともに、提供元に公表の可否を確認した上で、公表するものとする。

○外務省又は国際機関からモニタリング情報の提供依頼がある場合には、外務省は、原子力規制委員会（全面緊急事態においては原子力災害対策本部）に伝達する。原子力規制委員会は、外務省その他の関係省庁と協議の上、適当と判断する場合には、外務省を通じてそれらの情報を提供し、又は必要な調整を行うものとする。

(略)

6 原子力事業者の活動体制

(略)

○原子力事業者は、施設敷地緊急事態発生の通報を行った場合、緊急事態応急対策のための原子力緊急事態支援組織への派遣要請を行うものとする。

○国〔原子力規制委員会〕は、原子力災害対策指針「緊急時モニタリングの結果、緊急時モニタリングセンタからの意見等を踏まえ、緊急時モニタリング実施計画を適宜改訂するものとする。

○原子力災害対策本部は、緊急時モニタリングセンター等と緊急時モニタリングセンターや関係機関に対して必要な指示及び要請を行なうとともに、要請に基づき必要な支援を行なうものとする。また、原子力災害対策本部は、初動対応後、必要に応じ、関係省庁、関係地方公共団体、原子力事業者等が緊急時モニタリングの実施及び支援に開して調整するものとする。

(略)

○原子力事業者は、施設敷地緊急事態発生の通報を行った後ににおいても、敷地境界における放射線量の測定等を継続的に実施し、施設からの放射性物質等の放出状況及び放出見通し等の情報を原子力規制委員会（原子力緊急事態宣言発出後においては原子力災害対策本部）に定期的に共有するものとする。

(略)

○原子力規制委員会（原子力緊急事態宣言発出後においては原子力災害対策本部）は、緊急時モニタリングセンターや関係省庁の支援を得てとりまとめ、官邸〔内閣官房〕、指定行政機関及び関係地方公共団体に連絡するものとする。

○原子力規制委員会（原子力緊急事態宣言発出後においては原子力災害対策本部）は、緊急時モニタリングの結果に対する総合的な評価を行い、記者会見等において公表するとともにホームページ等において公開するものとする。緊急時モニタリングセンターや関係省庁、関係地方公共団体、指定地方公共機関、原子力事業者等は、緊急時モニタリングの結果及びその総合的な評価を共有するものとする。

○原子力規制委員会（原子力緊急事態宣言発出後においては原子力災害対策本部）は、外務省等から、外務省を通じ、又は直接モニタリング結果等の提供を受けた場合、速やかに、関係省庁と共有するとともに、提供元に公表の可否を確認した上で、公表するものとする。

○外務省又は国際機関からモニタリング情報の提供依頼がある場合には、外務省は、原子力規制委員会（原子力緊急事態宣言発出後においては原子力災害対策本部）に伝達する。原子力規制委員会は、外務省その他の関係省庁と協議の上、適当と判断する場合には、外務省を通じてそれらの情報を提供し、又は必要な調整を行うものとする。

(略)
6 原子力事業者の活動体制
(略)

○原子力事業者は、施設敷地緊急事態発生の通報を行った場合、必要に応じ、緊急事態応急対策のための原子力緊急事態支援組織への派遣要請を行うものとする。

	修正前	修正後
(略)	(略)	(略)
<p>7 指定行政機関等の活動体制</p> <p>(1) 施設敷地緊急事態への対応</p> <p>(略)</p> <p>四 緊急参集チームの参集及び関係閣僚協議の実施</p> <p>○第2編2章2節6項③「緊急参集チームの参集及び関係閣僚協議の実施」 〔新設〕</p>	<p>(略)</p> <p>7 指定行政機関等の活動体制</p> <p>(1) 施設敷地緊急事態への対応</p> <p>(略)</p> <p>四 緊急参集チームの参集等</p> <p>○第2編2章2節6項②「緊急参集チームの参集」</p> <p>○必要に応じ、政府としての基本的対処方針、対処体制その他の対処に係る重要事項について協議するため、内閣官房長官又は内閣総理大臣又は内閣官房長官と関係閣僚との緊急協議を行なう。</p> <p>(略)</p> <p>(2) 原子力緊急事態宣言発出後の対応</p> <p>一 原子力災害対策本部の設置</p> <p>(略)</p> <p>(2) 原子力緊急事態宣言発出後の対応</p> <p>一 原子力災害対策本部の設置</p> <p>(略)</p> <p>○原子力災害対策本部長は、内閣官房長官、環境大臣、内閣府特命担当大臣（原子力防災）、原子力規制委員会委員長のほか、非常本部等が設置されている場合には内閣府特命担当大臣（防災）、また、必要に応じて、オフサイト対応のため原子力利用省庁の担当大臣（事故発生施設が電力事業者等民間企業の所有に係る場合は経済産業大臣、大学・研究機関等の所有に係る場合は文部科学大臣）を原子力災害対策副本部長に、正副本部長以外の全ての国務大臣及び内閣危機管理監を原子力災害対策本部員に任命する。また、副大臣、大臣政務官又は国務大臣以外の指定行政機関の長のうちからその他の原子力災害対策本部員を、官邸（内閣官房）又は指定行政機関の職員等のうちから原子力災害対策本部職員を任命するものとする。</p> <p>(略)</p> <p>○原子力災害対策本部長は、原子力施設における放射性物質の大量放出を防止するための応急措置が終了したことにより避難区域の拡大防止がなされたこと及び初動段階における避難区域の住民避難が擱ね終了したことをして、必要に応じて、原子力災害対策本部の下に、被災者の生活支援のため、環境大臣及び原子力利用省庁の担当大臣を長とする原子力被災者生活支援チームを設置するものとする。</p> <p>(略)</p> <p>○原子力災害対策本部は、原子力緊急事態宣言発出後、原子力災害対策本部の下、内閣府政策統括官（原子力防災担当）を議長として関係省庁の局長級で構成する関係局長等会議を開催し、緊急事態応急対策の調整など必要な調整を行うものとする。内閣府政策統括官（原子力防災担当）は、必要に応じ、内閣危機管理監の出席を得て、会議を統轄するものとする。</p> <p>(略)</p> <p>二 原子力災害対策の総合調整等</p> <p>○原子力災害対策本部は、原子力緊急事態宣言発出後、原子力災害対策本部の下、内閣府政策統括官（原子力防災担当）を議長として関係省庁の局長級で構成する関係局長等会議を開催し、緊急事態応急対策の調整など必要な調整を行うものとする。内閣府政策統括官（原子力防災担当）は、必要に応じ、内閣危機管理監の出席を得て、会議を統轄するものとする。</p> <p>(略)</p> <p>第2節 避難、屋内退避等の防護及び情報提供活動</p> <p>1 避難、屋内退避等の防護措置の実施</p>	<p>(略)</p> <p>7 指定行政機関等の活動体制</p> <p>(1) 施設敷地緊急事態への対応</p> <p>(略)</p> <p>四 緊急参集チームの参集等</p> <p>○第2編2章2節6項②「緊急参集チームの参集」</p> <p>○必要に応じ、政府としての基本的対処方針、対処体制その他の対処に係る重要事項について協議するため、内閣官房長官又は内閣総理大臣又は内閣官房長官と関係閣僚との緊急協議を行なう。</p> <p>(略)</p> <p>(2) 原子力緊急事態宣言発出後の対応</p> <p>一 原子力災害対策本部の設置</p> <p>(略)</p> <p>(2) 原子力緊急事態宣言発出後の対応</p> <p>一 原子力災害対策本部の設置</p> <p>(略)</p> <p>○原子力災害対策本部長は、内閣官房長官、環境大臣、内閣府特命担当大臣（原子力防災）、原子力規制委員会委員長のほか、非常本部等が設置されている場合には内閣府特命担当大臣（防災）、また、必要に応じて、オフサイト対応のため原子力利用省庁の担当大臣（事故発生施設が電力事業者等民間企業の所有に係る場合は経済産業大臣、大学・研究機関等の所有に係る場合は文部科学大臣）を原子力災害対策副本部長に、正副本部長以外の全ての国務大臣及び内閣危機管理監を原子力災害対策本部員に任命する。また、副大臣、大臣政務官又は国務大臣以外の指定行政機関の長のうちからその他の原子力災害対策本部員を、官邸（内閣官房）又は指定行政機関の職員等のうちから原子力災害対策本部職員を任命するものとする。</p> <p>(略)</p> <p>○原子力災害対策本部長は、原子力施設における放射性物質の大量放出を防止するための応急措置が終了したことにより避難区域の拡大防止がなされたこと及び初動段階における避難区域の住民避難が擱ね終了したことをして、必要に応じて、原子力災害対策本部の下に、被災者の生活支援のため、環境大臣及び原子力利用省庁の担当大臣を長とする原子力被災者生活支援チームを設置するものとする。</p> <p>(略)</p> <p>二 原子力災害対策の総合調整等</p> <p>○原子力災害対策本部は、原子力緊急事態宣言発出後、原子力災害対策本部の下、内閣府政策統括官（原子力防災担当）を議長として関係省庁の局長級で構成する関係局長等会議を開催し、緊急事態応急対策の調整など必要な調整を行うものとする。内閣府政策統括官（原子力防災担当）は、必要に応じ、内閣危機管理監の出席を得て、会議を統轄するものとする。</p> <p>(略)</p> <p>第2節 避難、屋内退避等の防護及び情報提供活動</p> <p>1 避難、屋内退避等の防護措置の実施</p>

修正前	修正後
<p>(略)</p> <p>○原子力災害合同対策協議会は、現地対策本部及び関係地方公共団体が相互に協力して作成したUP-Z内の一時移転等の対象地域や対象者の数等を含む一時移転等の実施方針について確認を行った後、関係地方公共団体や原子力災害対策本部等の間で認識の共有を図るものとする。</p>	<p>(略)</p> <p>○関係地方公共団体が避難・一時移転を実施するに当たり、次の事項について、原子力災害合同対策協議会等において、指示内容の判断のため関係地方公共団体等より事前の状況把握等を行うとともに、指示後ににおいても、同協議会等はそれぞれが実施する対策について相互に協力するものとする。</p> <p>・UP-Z内の避難・一時移転の対象区域及び対象者の数並びに避難・一時移転の方針</p> <ul style="list-style-type: none"> ・避難ルート、避難先の概要 ・移動手段の確保見込み ・その他必要な事項
<p>(略)</p> <p>3 安定ヨウ素剤の服用</p> <p>○安定ヨウ素剤の服用については、原則として原子力規制委員会が必要性を判断し、その判断を踏まえ原子力災害対策本部又は地方公共団体が住民等に指示することにより服用させることとする。</p>	<p>(略)</p> <p>3 安定ヨウ素剤の服用</p> <p>○安定ヨウ素剤の服用については、原則として原子力規制委員会が必要性を判断し、その判断を踏まえ原子力災害対策本部又は地方公共団体が住民等に指示することにより服用させることとする。</p> <p>(略)</p> <p>○地方公共団体は、事態の進展が急速な場合であって、国「原子力規制委員会」の判断を得ることができない等の事象があるときは、原子力災害対策指針を踏まえ、自らの判断により、放射性ヨウ素の放出又はそのおそれがある場合には、直ちに服用対象の避難者等が安定ヨウ素剤を服用できるよう、服用するべき時機及び服用の方法の指示、医師及び薬剤師の確保その他の必要な措置を講じるものとする。</p>
<p>(略)</p> <p>3 安定ヨウ素剤の予防服用</p> <p>○安定ヨウ素剤の予防服用については、原則として原子力規制委員会が必要性を判断し、その判断を踏まえ原子力災害対策本部又は地方公共団体が住民等に指示することにより服用させることとする。</p>	<p>(略)</p> <p>○地方公共団体は、事態の進展が急速な場合であって、国「原子力規制委員会」の判断を得ることができない等の事象があるときは、原子力災害対策指針を踏まえ、独自の判断により、放射性ヨウ素の放出又はそのおそれがある場合には、直ちに服用対象の避難者等が安定ヨウ素剤を服用できるよう、服用するべき時機及び服用の方法の指示、医師及び薬剤師の確保その他の必要な措置を講じるものとする。</p> <p>7 飲食物の摂取制限、出荷制限等</p> <p>○放射性物質が放出された後に、国は、O-I上に基づき、一時移転対象地域の地域生産物の出荷制限・摂取制限を実施するよう関係地方公共団体に指示するものとする。また、国は、O-I上に基づき、緊急時モニタリングの結果に応じて、飲食物の放射性核種濃度の測定を行るべき地域を特定し、都道府県における検査計画の策定・検査実施、飲食物の出荷制限等について関係機関に要請するものとし、状況に応じて、摂取基準等を踏まえ飲食物の摂取制限及び出荷制限の要請について都道府県等に指示するものとする。</p> <p>○都道府県等は、国の指示及び要請に基づき、飲食物の放射性核種濃度測定及び必要な出荷制限、摂取制限を実施するものとする。</p>
<p>(略)</p> <p>8 關係者等への的確な情報伝達活動</p> <p>(1) 周辺住民等への情報伝達活動</p>	<p>(略)</p> <p>8 關係者等への的確な情報伝達活動</p> <p>(1) 周辺住民等への情報伝達活動</p>

修正前	修正後
<p>(略)</p> <p>(3) 国による物資の調達・供給</p> <p>(略)</p> <p>○国〔総務省〕は、必要に応じ、又は原子力災害対策本部若しくは被災地方公共団体からの要請に基づき、通信機器について、移動通信機器の貸出、関係業界団体の協力等により、その供給の確保を図るものとする。なお、災害応急対策を迅速に実施する必要があると認められる場合は、原子力災害対策本部又は被災地方公共団体からの具体的な要請を待たず、速やかに移動通信機器の貸出に努めるものとする。</p> <p>(略)</p> <p>第3章 災害復旧</p> <p>第1節 原子力緊急事態解除宣言等</p> <p>(略)</p> <p>○原子力緊急事態解除宣言後、原子力規制委員会は緊急時モニタリングセンターを廃止するものとする。引き続き、原子力規制委員会の統括の下で、関係省庁、地方公共団体及び原子力事業者は、協力して環境放射線モニタリングを行い、その結果を速やかに公表するものとする。</p> <p>(略)</p> <p>第4章 原子力艦の原子力災害</p> <p>(略)</p> <p>第1節 情報の収集・連絡及び活動体制の確立</p> <p>(略)</p> <p>4 政府の活動体制</p> <p>(略)</p> <p>(3) 緊急参集チームの参集</p> <p>○第2編2章2節6項(3)「緊急参集チームの参集及び関係閣僚協議の実施」</p> <p>(略)</p> <p>(5) 非常災害対策本部の設置と活動体制</p> <p>○第2編2章2節6項(5)「非常災害対策本部の設置と活動体制」</p> <p>(略)</p> <p>(6) 緊急災害対策本部の設置と活動体制</p> <p>(略)</p> <p>○第2編2章2節6項(6)「緊急災害対策本部の設置と活動体制」</p> <p>(略)</p> <p>5 自衛隊の災害派遣</p> <p>○第2編2章2節6項(8)「自衛隊の災害派遣」</p> <p>(略)</p> <p>第2節 屋内退避、避難の受入れ等の防護及び情報提供活動</p> <p>1 屋内退避、避難誘導等の防護活動の実施</p>	<p>(略)</p> <p>(3) 国による物資の調達・供給</p> <p>(略)</p> <p>○国〔総務省〕は、原子力災害対策本部又は被災地方公共団体からの要請に基づき、通信機器について、移動通信機器の貸出、関係業界団体の協力等により、その供給を図るものとする。なお、災害応急対策を迅速に実施する必要があると認められる場合は、原子力災害対策本部又は被災地方公共団体からの具体的な要請を待たず、速やかに移動通信機器の貸出に努めるものとする。</p> <p>(略)</p> <p>第3章 災害復旧</p> <p>第1節 原子力緊急事態解除宣言等</p> <p>(略)</p> <p>○原子力緊急事態解除宣言後、原子力規制委員会は緊急時モニタリングセンターを廃止するものとする。引き続き、原子力規制委員会の統括の下で、関係省庁、地方公共団体及び原子力事業者は、協力して環境放射線モニタリングを行い、その結果を速やかに公表するものとする。</p> <p>(略)</p> <p>第4章 原子力艦の原子力災害</p> <p>(略)</p> <p>第1節 情報の収集・連絡及び活動体制の確立</p> <p>(略)</p> <p>4 政府の活動体制</p> <p>(略)</p> <p>(3) 緊急参集チームの参集</p> <p>○第2編2章2節6項(2)「緊急参集チームの参集」</p> <p>(略)</p> <p>(5) 非常災害対策本部の設置と活動体制</p> <p>○第2編2章2節6項(5)「非常災害対策本部の設置と活動体制」</p> <p>(略)</p> <p>(6) 緊急災害対策本部の設置と活動体制</p> <p>(略)</p> <p>○第2編2章2節6項(6)「緊急災害対策本部の設置と活動体制」</p> <p>(略)</p> <p>5 自衛隊の災害派遣</p> <p>○第2編2章2節6項(10)「自衛隊の災害派遣」</p> <p>(略)</p> <p>第2節 屋内退避、避難の受入れ等の防護及び情報提供活動</p> <p>1 屋内退避、避難誘導等の防護活動の実施</p>

修正前	修正後
○非常災害対策本部等は、原子力災害対策指針を参考に、関係地方公共団体が行う屋内退避又は避難のための立退きの勧告又は指示、安定ヨウ素剤の服用等の実施について、指導・助言するものとする。	○非常災害対策本部等は、原子力災害対策指針を参考に、関係地方公共団体が行う屋内退避又は避難のための立退きの勧告又は指示、安定ヨウ素剤の服用等の実施について、指導・助言するものとする。
2 指定避難所 (略)	2 指定避難所 (略)
(2) 指定避難所の運営管理 (略)	(2) 指定避難所の運営管理 (略)
3 安定ヨウ素剤の予防服用 (略)	3 安定ヨウ素剤の予防服用 (略)
○関係地方公共団体は、原子力災害対策指針を参考に、安定ヨウ素剤の予防服用の効果、服用対象者、禁忌等について避難者へパンフレット等により説明するとともに、安定ヨウ素剤の準備を行うものとする。	○関係地方公共団体は、原子力災害対策指針を参考に、安定ヨウ素剤の服用に係る防護対策の指標を超える放射性ヨウ素の放出又はそのおそれがある場合には直ちに服用対象の避難者等が安定ヨウ素剤を服用できるよう、服用するべき時機の指示、その他必要な措置を講じるものとする。
○関係地方公共団体は、原子力災害対策指針を参考に、安定ヨウ素剤の予防服用に係る防護対策の指標を超える放射性ヨウ素の放出又はそのおそれがある場合には直ちに服用対象の避難者等が安定ヨウ素剤を服用できるよう、服用するべき時機の指示、その他必要な措置を講じるものとする。	○関係地方公共団体は、原子力災害対策指針を参考に、安定ヨウ素剤の予防服用に係る防護対策の指標を超える放射性ヨウ素の放出又はそのおそれがある場合には直ちに服用対象の避難者等が安定ヨウ素剤を服用できるよう、服用するべき時機の指示、その他必要な措置を講じるものとする。
○非常災害対策本部等は、緊急時モニタリングの結果及びその評価に関する情報を把握し、安定ヨウ素剤の服用に係る防護対策の指標を超える放射性ヨウ素の放出又はそのおそれがあると認めるとときは、該当する地域において安定ヨウ素剤を服用するべき時機を指示するものとする。	○非常災害対策本部等は、緊急時モニタリングの結果及びその評価に関する情報を把握し、安定ヨウ素剤の服用に係る防護対策の指標を超える放射性ヨウ素の放出又はそのおそれがあると認めるとときは、該当する地域において安定ヨウ素剤を服用するべき時機を指示するものとする。
5 飲食物の出荷制限及び摂取制限 (略)	5 飲食物の出荷制限及び摂取制限 (略)
○非常災害対策本部等は、必要に応じて、放射性物質による汚染状況の調査を関係地方公共団体に要請し、その状況に応じ、原子力災害対策指針の指標や、 <u>食品衛生法上の基準</u> を踏まえ、飲食物の出荷制限、摂取制限等について関係機関に要請するものとする。	○非常災害対策本部等は、必要に応じて、放射性物質による汚染状況の調査を関係地方公共団体に要請し、その状況に応じ、原子力災害対策指針の指標の指標等を踏まえ、飲食物の出荷制限、摂取制限等について関係機関に指示・要請するものとする。
○関係地方公共団体は、国の指導・助言及び指示に基づき、代替飲食物の供給等に配慮しつつ、飲食物の出荷制限及び <u>摂取制限</u> 並びにこれらの解除を実施するものとする。	○関係地方公共団体は、国の指導・助言及び指示に基づき、代替飲食物の供給等に配慮しつつ、飲食物の出荷制限及び摂取制限並びにこれらの解除を実施するものとする。

第13編 危険物等災害対策編

修正前	修正後
<p>第13編 危険物等災害対策編</p> <p>第1章 災害予防</p> <p>第1節 危険物等関係施設の安全性の確保</p> <p>(略)</p> <p>○国〔消防庁等〕及び地方公共団体は、事業者、危険物取扱者等の有資格者に対する知識の向上を図ることにより、危険物等関係施設における保安体制の強化を図るものとする。</p> <p>(新設)</p> <p>(略)</p> <p>第2章 災害応急対策</p> <p>第1節 発災直後の情報の収集・連絡及び活動体制の確立</p> <p>(略)</p> <p>7 国における活動体制</p> <p>(略)</p> <p>(2) 関係省庁災害対策会議の開催等</p> <p>○第2編2章2節6項(2)「関係省庁災害対策会議の開催等」</p> <p>(略)</p> <p>(3) 緊急参集チームの参集及び関係閣僚協議の実施</p> <p>○第2編2章2節6項(3)「緊急参集チームの参集及び関係閣僚協議の実施」</p> <p>(新設)</p> <p>(4) 緊急参集チームの参集及び関係閣僚協議の実施</p> <p>○第2編2章2節6項(3)「緊急参集チームの参集及び関係閣僚協議の実施」</p> <p>(新設)</p> <p>(4) 非常災害対策本部の設置と活動体制</p> <p>○第2編2章2節6項(4)「非常災害対策本部の設置と活動体制」</p> <p>(5) 非常災害対策本部の設置、現地対策本部の設置</p> <p>○第2編2章2節6項(5)「非常災害対策本部の設置、現地対策本部の設置」</p> <p>(6) 自衛隊の災害派遣</p> <p>○第2編2章2節6項(6)「自衛隊の災害派遣」</p> <p>(略)</p>	<p>第13編 危険物等災害対策編</p> <p>第1章 災害予防</p> <p>第1節 危険物等関係施設の安全性の確保</p> <p>(略)</p> <p>○国〔消防庁等〕及び地方公共団体は、事業者、危険物取扱者等の有資格者に対する知識の向上を図ることにより、危険物等関係施設における保安体制の強化を図るものとする。</p> <p>○事業者は、危険物等関係施設が所在する地域の浸水想定区域及び土砂災害警戒区域等の該当性並びに被害想定の確認を行うとともに、確認の結果、風水害により危険物等災害の拡大が想定される場合は、防災のため必要な措置の検討や、応急対策にかかる計画の作成等の実施に努めるものとする。</p> <p>(略)</p> <p>第2章 災害応急対策</p> <p>第1節 発災直後の情報の収集・連絡及び活動体制の確立</p> <p>(略)</p> <p>7 国における活動体制</p> <p>(略)</p> <p>(2) 緊急参集チームの参集</p> <p>○第2編2章2節6項(2)「緊急参集チームの参集」</p> <p>(略)</p> <p>(3) 職員の派遣</p> <p>○第2編2章2節6項(3)「職員の派遣」</p> <p>(4) 各種会議等の開催等</p> <p>○第2編2章2節6項(4)「各種会議等の開催等」</p> <p>(5) 非常災害対策本部の設置と活動体制</p> <p>○第2編2章2節6項(5)「非常災害対策本部の設置と活動体制」</p> <p>(6) 非常災害対策本部の調査団等の派遣、現地対策本部の設置</p> <p>○第2編2章2節6項(6)「非常災害対策本部の調査団等の派遣、現地対策本部の設置」</p> <p>(7) 自衛隊の災害派遣</p> <p>○第2編2章2節6項(7)「自衛隊の災害派遣」</p> <p>(略)</p>

第14編 大規模な火事災害対策編

	修正前	修正後
第14編 大規模な火事災害対策編 (略)	第14編 大規模な火事災害対策編 (略)	第14編 大規模な火事災害対策編 (略)
第2章 災害応急対策 第1節 発災直後の情報の収集・連絡及び活動体制の確立 (略)	第2章 災害応急対策 第1節 発災直後の情報の収集・連絡及び活動体制の確立 (略)	第2章 災害応急対策 第1節 発災直後の情報の収集・連絡及び活動体制の確立 (略)
6 国における活動体制 (略)	6 国における活動体制 (略)	6 国における活動体制 (略)
(2) <u>関係省庁災害対策会議の開催等</u> ○第2編2章2節6項(2)「関係省庁災害対策会議の開催等」 (略)	(2) <u>緊急参集チームの参集</u> ○第2編2章2節6項(2)「 <u>緊急参集チームの参集</u> 」 (略)	(2) <u>緊急参集チームの参集</u> ○第2編2章2節6項(2)「 <u>緊急参集チームの参集</u> 」 (略)
(3) <u>緊急参集チームの参集及び関係閣僚協議の実施</u> ○第2編2章2節6項(3)「 <u>緊急参集チームの参集及び関係閣僚協議の実施</u> 」 (新設) (新設)	(3) <u>職員の派遣</u> ○第2編2章2節6項(3)「 <u>職員の派遣</u> 」 (4) <u>各種会議等の開催等</u> ○第2編2章2節6項(4)「 <u>各種会議等の開催等</u> 」 (5) <u>非常災害対策本部の設置と活動体制</u> ○第2編2章2節6項(5)「 <u>非常災害対策本部の設置と活動体制</u> 」 (6) <u>非常災害対策本部の調査団等の派遣、現地対策本部の設置</u> ○第2編2章2節6項(6)「 <u>非常災害対策本部の調査団等の派遣、現地対策本部の設置</u> 」 (7) <u>自衛隊の災害派遣</u> ○第2編2章2節6項(7)「 <u>自衛隊の災害派遣</u> 」 (略)	(3) <u>職員の派遣</u> ○第2編2章2節6項(3)「 <u>職員の派遣</u> 」 (4) <u>各種会議等の開催等</u> ○第2編2章2節6項(4)「 <u>各種会議等の開催等</u> 」 (5) <u>非常災害対策本部の設置と活動体制</u> ○第2編2章2節6項(5)「 <u>非常災害対策本部の設置と活動体制</u> 」 (6) <u>非常災害対策本部の調査団等の派遣、現地対策本部の設置</u> ○第2編2章2節6項(6)「 <u>非常災害対策本部の調査団等の派遣、現地対策本部の設置</u> 」 (7) <u>自衛隊の災害派遣</u> ○第2編2章2節6項(7)「 <u>自衛隊の災害派遣</u> 」 (略)
(4) <u>非常災害対策本部の設置と活動体制</u> ○第2編2章2節6項(4)「 <u>非常災害対策本部の設置と活動体制</u> 」 (5) <u>非常災害対策本部の調査団等の派遣、現地対策本部の設置</u> ○第2編2章2節6項(5)「 <u>非常災害対策本部の調査団等の派遣、現地対策本部の設置</u> 」 (6) <u>自衛隊の災害派遣</u> ○第2編2章2節6項(6)「 <u>自衛隊の災害派遣</u> 」 (略)	(4) <u>非常災害対策本部の設置と活動体制</u> ○第2編2章2節6項(4)「 <u>非常災害対策本部の設置と活動体制</u> 」 (5) <u>非常災害対策本部の調査団等の派遣、現地対策本部の設置</u> ○第2編2章2節6項(5)「 <u>非常災害対策本部の調査団等の派遣、現地対策本部の設置</u> 」 (6) <u>自衛隊の災害派遣</u> ○第2編2章2節6項(6)「 <u>自衛隊の災害派遣</u> 」 (略)	(4) <u>非常災害対策本部の設置と活動体制</u> ○第2編2章2節6項(4)「 <u>非常災害対策本部の設置と活動体制</u> 」 (5) <u>非常災害対策本部の調査団等の派遣、現地対策本部の設置</u> ○第2編2章2節6項(5)「 <u>非常災害対策本部の調査団等の派遣、現地対策本部の設置</u> 」 (6) <u>自衛隊の災害派遣</u> ○第2編2章2節6項(6)「 <u>自衛隊の災害派遣</u> 」 (略)

第 15 編 林野火災対策編

修正前	修正後
第 15 編 林野火災対策編	第 15 編 林野火災対策編
第 1 章 災害予防	第 1 章 災害予防
(略)	(略)
第 5 節 迅速かつ円滑な災害応急対策、災害復旧への備え	第 5 節 迅速かつ円滑な災害応急対策、災害復旧への備え
(略)	(略)
5 応急復旧及び二次災害の防止活動関係	5 応急復旧及び二次災害の防止活動関係
(略)	(略)
○国〔農林水産省、国土交通省〕及び地方公共団体は、林野火災により、流域が荒廃した地域の下流部における土砂災害箇所等の危険度を応急的に判定する技術者の養成、並びに事前登録等の施策を推進するものとする。	○国〔農林水産省、国土交通省〕及び地方公共団体は、林野火災により、流域が荒廃した地域の下流部における土砂災害等の危険度を応急的に判定する技術者の養成、並びに事前登録等の施策を推進するものとする。
(略)	(略)
第 2 章 災害応急対策	第 2 章 災害応急対策
第 1 節 発災直後の情報の収集・連絡及び活動体制の確立	第 1 節 発災直後の情報の収集・連絡及び活動体制の確立
(略)	(略)
7 国における活動体制	7 国における活動体制
(略)	(略)
(2) 関係省庁災害対策会議の開催等	(2) <u>緊急参集チームの参集</u>
○第 2 編 2 章 2 節 6 項(2)「関係省庁災害対策会議の開催等」	○第 2 編 2 章 2 節 6 項(2)「緊急参集チームの参集」
(略)	(略)
(3) 緊急参集チームの参集及び関係閣僚協議の実施	(3) <u>職員の派遣</u>
○第 2 編 2 章 2 節 6 項(3)「緊急参集チームの参集及び関係閣僚協議の実施」	○第 2 編 2 章 2 節 6 項(3)「職員の派遣」
(新設)	(4) <u>各種会議等の開催等</u>
(4) 非常災害対策本部の設置と活動体制	○第 2 編 2 章 2 節 6 項(4)「各種会議等の開催等」
○第 2 編 2 章 2 節 6 項(4)「非常災害対策本部の設置と活動体制」	(5) 非常災害対策本部の設置と活動体制
(5) 非常災害対策本部の設置と活動体制	○第 2 編 2 章 2 節 6 項(5)「非常災害対策本部の設置と活動体制」
○第 2 編 2 章 2 節 6 項(5)「非常災害対策本部の設置と活動体制」	(6) 非常災害対策本部の設置
(6) 自衛隊の災害派遣	○第 2 編 2 章 2 節 6 項(6)「非常災害対策本部の設置」
○第 2 編 2 章 2 節 6 項(6)「非常災害対策本部の設置」	(7) 自衛隊の災害派遣
(略)	○第 2 編 2 章 2 節 6 項(7)「非常災害対策本部の設置」
(略)	(8) 「非常本部等の調査団等の派遣、現地対策本部の設置」
(略)	(9) 「自衛隊の災害派遣」
(略)	○第 2 編 2 章 2 節 6 項(9)「自衛隊の災害派遣」
(略)	(10) 「自衛隊の災害派遣」
(略)	(略)

以上